# 昭島市の環境

平成 13 年度

昭島市環境部

はじめに

昭島市では、市民・事業者・行政が共通の認識にたって環境問題に積極的に取り組むため「昭島市環境基本条例」を平成12年10月に施行しました。また、平成13年度からスタートした「昭島市第4次総合基本計画」の基本理念でも、これまでの「人間尊重」に加えて、自然の恵みを大切にする「環境との共生」を新たに掲げ、今日の環境問題を身近な問題としてとらえ、市政の重要な課題として位置付けています。

平成 14 年 3 月には、環境行政の新たな出発点として、市民の皆さんとともに「環境基本計画」を策定いたしました。

しかし、環境行政は多くの課題を抱え、さらに新しい課題も出てくると 考えています。今後とも、市民や事業者の皆様のご理解とご協力を得な がら、環境施策を実施し、環境の保全等に向けて努めてまいります。

この度、平成13年度における本市の環境に関する各種測定結果を中心にまとめました。この資料を広くご活用いただければ幸いです。

# 目 次

第1	大気について	4
1	大気汚染に係る評価方法と環境基準	4
2	小荷田交差点 大気調査	6
3	粉じん調査	
4	光化学スモッグ	13
5	ダイオキシン類	14
6	アスベスト	16
第 2	水質について	17
1	水質汚濁に係る環境基準	17
2	水質調査	20
3	中沢堀カドミウム底質調査	29
4	多摩川底生生物調査	29
5	多摩川魚類調査	33
第3	地下水・湧水について	34
1	地下水揚水の規制	34
2	地下水揚水量調査	35
3	湧水	37
4	湧水量調査	37
5	湧水水質分析調査	37
第4	騒音・振動について	41
1	騒音	41
2	騒音に係る環境基準	42
3	騒音の規制基準	43
4	近隣騒音	44
5	自動車騒音 要請限度	45
6	自動車交通騒音調査	46
7	振動	47

第5	工場・指定作業場等について	49
1	法律に基づく委任事務	49
2	特定工場数	49
3	東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数	50
4	特定建設作業	51
5	工場排水調査	54
6	揚水量調査	55
7	燃料調査	
第6	苦情処理について	Fa
-1-		37
1	苦情処理件数	
•	苦情処理件数	57
1	苦情処理件数	57
1 第 <b>7</b>	苦情処理件数	57 60
1 第 <b>7</b> 1	苦情処理件数環 <b>境保全について</b>	57 60 60

# 第1 大気について

大気汚染の原因物質には次ページのもの等があり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されますが、現在は固定発生源に対する規制が強化されたため、二酸化硫黄と一酸化炭素についてはかなり改善されました。しかしその他については、自動車交通量の増加などにより改善されておらず、自動車排出ガスに対する対策が急務となっています。

さらに、大気汚染は国内問題にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの 地球規模の問題へと広がっています。

# 1 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄・一酸化炭素・ 浮遊粒子状物質については両方の方法、二酸化窒素は長期的評価、光化学オキシダントは 短期的評価が定められています。

なお環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は 場所以外の区域を対象としたものです。

#### (1)短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

#### (2)長期的評価

# 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、 環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

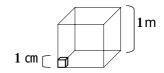
年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

# 大気の汚染に係る環境基準

(環境基準=環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	硫黄酸化物( $SO_x$ )の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/ m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg / m³ 以下 であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10 ミケウ (100分の1ミリ)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一 酸 化 炭 素 (C O)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。 工場・事業場からも排出されますが、主に自 動車から排出されています。頭痛やめまいな どの症状があらわれます。
二 酸 化 <sup>ちっそ</sup>	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下で あること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中でNO2(二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光 化 学 オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が <b>0.06ppm</b> 以下で あること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が <b>0.003</b> mg/m³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が <b>0.2 mg/m</b> ³ 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛 の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激 作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こしま す。
テトラクロロ エ チ レ ン	1年平均値が <b>0.2</b> mg/m³ 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚 への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほ か、発ガン性の疑いもあります。

**ppm** … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmといいます。たとえば、二酸化硫黄が1ppmとは、空気1m³中に二酸化硫黄が1cm³含まれる場合をいいます。



環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域または場所以外の区域を対象とするものです。

# 2 小荷田交差点 大気調査

# (1)一酸化炭素(CO)

・調査方法 非分散型赤外線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で評価を行いま した。

# 【 5月の調査結果 】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素(CO) 濃度は 0.3 ppm から 2.1 ppm の範囲で変動し、5月27日(日)の14時~16時に期間最高値 を記録しました。時間平均値の変動は、夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

# 【 12月の調査結果 】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素濃度 0.4 ppm から 2.7 ppm の範囲で変動し、12 月 18 日(火)の 7 時~8 時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は朝と夕方の通勤時間帯に顕著なピークが見られました。

表 - 1: 測定結果(平成 13 年度)

単位 ppm

項目	一酸	:化炭素(C	0)
月日	最小値	最大値	平均值
5月25日(金)	0.3	1.8	1.2
5月26日(土)	0.5	2.0	1.3
5月27日(日)	0.6	2.1	1.4
5月28日(月)	0.4	1.8	0.9
5月29日(火)	0.4	1.5	0.9
5月30日(水)	0.4	1.8	1.0
5月31日(木)	0.3	1.8	1.0

	項目	一酸	記化炭素 ( C	0)
月日		最小値	最大値	平均值
12月	16 日(日)	0.4	1.4	1.0
12月	17日(月)	0.6	2.4	1.3
12月	18 日(火)	0.4	2.7	1.0
12月	19日(水)	0.6	2.1	1.1
12月	20 日(木)	0.5	2.4	1.0
12月	21 日(金)	0.5	2.5	1.2
12月	22 日(土)	0.4	2.1	1.1

表 - 2:調査結果(平成13年度)

	有効 測定 日数	測定時間	日平均値		平均値が を超えた その割合	日平均( 10ppm 日数とそ	を超えた	1 時間値 の最高値		を超えた 日以上	環境基準の 短期的評価を 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×	無 )	(日)
5月	7	168	1.1	0	0	0	0	2.1			0
12月	7	168	1.1	0	0	0	0	2.7			0

# (2)浮遊粒子状物質(SPM)

・調査方法 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で評価を行いました。

# 【 5月の調査結果 】

調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は0.010 mg/m³から0.226 mg/m³の範囲で変動し5月28日(月)の16時から17時に期間最高値を記録しました。環境基準を超えた日が1日ありました。

# 【 12月の調査結果 】

調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は  $0.005 \text{ mg/m}^3$ から  $0.171 \text{ mg/m}^3$ の範囲で変動し 12 月 17 日 ( 日 ) の 17 時から 18 時に期間最高値を記録しました。環境基準を超えた日はありませんでした。時間平均値の変動は朝夕に緩やかなピークが見られました。

表 - 3: 測定結果 (平成 13 年度)

単位 ppm

項目	浮遊粒-	子状物質(S	PM)
月日	最小値	最大値	平均值
5月25日(金)	0.028	0.120	0.076
5月26日(土)	0.060	0.145	0.099
5月27日(日)	0,042	0.165	0.083
5月28日(月)	0.016	0.226	0.072
5月29日(火)	0.028	0.098	0.060
5月30日(水)	0.025	0.120	0.064
5月31日(木))	0.010	0.092	0.039

項目	浮遊粒-	子状物質(S	PM)
月日	最小値	最大値	平均值
12月16日(日)	0.005	0.093	0.044
12月17日(月)	0.032	0.171	0.091
12月18日(火)	0.005	0.164	0.062
12月19日(水)	0.010	0.082	0.040
12月20日(木)	0.009	0.112	0.051
12月21日(金)	0.014	0.109	0.062
12月22日(土)	0.010	0.086	0.039

表 - 4:調査結果(平成13年度)

	有効 測定 日数	測定時間	日 平均値	1 時間 <sup>3</sup> 0.20 mg 超えた そ の		日平均 0.10 mg 超えた そ の	;/m³を	1時間値 の最高値	0.10 mg えた日	/M'を超 が 2 日	環境基準の 短期的評価を 超えた日数
	(日)	(時間)	$(mg/m^3)$	(時間)	(%)	(日)	(%)	$(mg/m^3)$	(有×	無 )	(日)
5月	7	168	0.070	1	0.6	0	0	0.226			1
12月	7	168	0.056	0	0	0	0	0.171			0

# (3)窒素酸化物(NOx)

・調査方法 ザルツマン吸光光度法の測定装置を使用し、短期的評価で評価を行いました。

# 【 5月の調査結果 】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。時間平均値の変動は一次物質である一酸化窒素濃度と二次生成物質である二酸化窒素濃度ともに朝の通勤時間帯に急激に上昇する傾向がみられました。

#### 【 12月の調査結果 】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。時間平均値の変動は、春季と同様に一酸化窒素濃度は朝夕の通勤時間帯に急激に上昇し、二酸化窒素濃度は緩やかに上昇する傾向がみられました。

表 - 5: 測定結果(平成 13 年度)

単位 ppm

項目	一酸化	比窒素(NO	)5月
月日	最小値	最大値	平均值
5月25日(金)	0.096	0.334	0.167
5月26日(土)	0.011	0.198	0.101
5月27日(日)	0.020	0.138	0.072
5月28日(月)	0.034	0.299	0.112
5月29日(火)	0.079	0.262	0.144
5月30日(水)	0.089	0.310	0.181
5月31日(木)	0.028	0.295	0.139

項目	一酸化	<b>室素(NO</b> )	) 12月
月日	最小値	最大値	平均值
12月16日(日)	0.021	0.165	0.085
12月17日(月)	0.061	0.375	0.227
12月18日(火)	0.036	0.427	0.202
12月19日(水)	0.043	0.389	0.214
12月20日(木)	0.044	0.468	0.239
12月21日(金)	0.052	0.432	0.233
12月22日(土)	0.047	0.357	0.177

項目	二酸化窒素(NО₂)5月			
月日	最小値	最大値	平均值	
5月25日(金)	0.032	0.073	0.052	
5月26日(土)	0.025	0.058	0.040	
5月27日(日)	0.015	0.050	0.034	
5月28日(月)	0.022	0.081	0.045	
5月29日(火)	0.037	0.058	0.047	
5月30日(水)	0.028	0.064	0.048	
5月31日(木)	0.028	0.067	0.047	

項目	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )12月				
月日	最小値	最大値	平均值		
12月16日(日)	0.020	0.038	0.027		
12月17日(月)	0.027	0.063	0.044		
12月18日(火)	0.025	0.059	0.040		
12月19日(水)	0.030	0.057	0.043		
12月20日(木)	0.031	0.062	0.044		
12月21日(金)	0.027	0.061	0.042		
12月22日(土)	0.021	0.047	0.034		

単位 ppm

項目	窒素酸	化物(NO×	()5月
月日	最小値	最大値	平均值
5月25日(金)	0.128	0.373	0.219
5月26日(土)	0.040	0.239	0.141
5月27日(日)	0.040	0.176	0.106
5月28日(月)	0.071	0.349	0.157
5月29日(火)	0.116	0.305	0.190
5月30日(水)	0.130	0.353	0.229
5月31日(木)	0.056	0.349	0.185

	項目	窒素酸化物(NOx)12月		
月日		最小値	最大値	平均值
12月	16 日(日)	0.041	0.119	0.112
12月	17日(月)	0.095	0.426	0.271
12月	18日(火)	0.061	0.482	0.242
12月	19日(水)	0.078	0.440	0.257
12月	20 日(木)	0.077	0.530	0.283
12月	21 日(金)	0.085	0.480	0.275
12月	22 日(土)	0.073	0.404	0.211

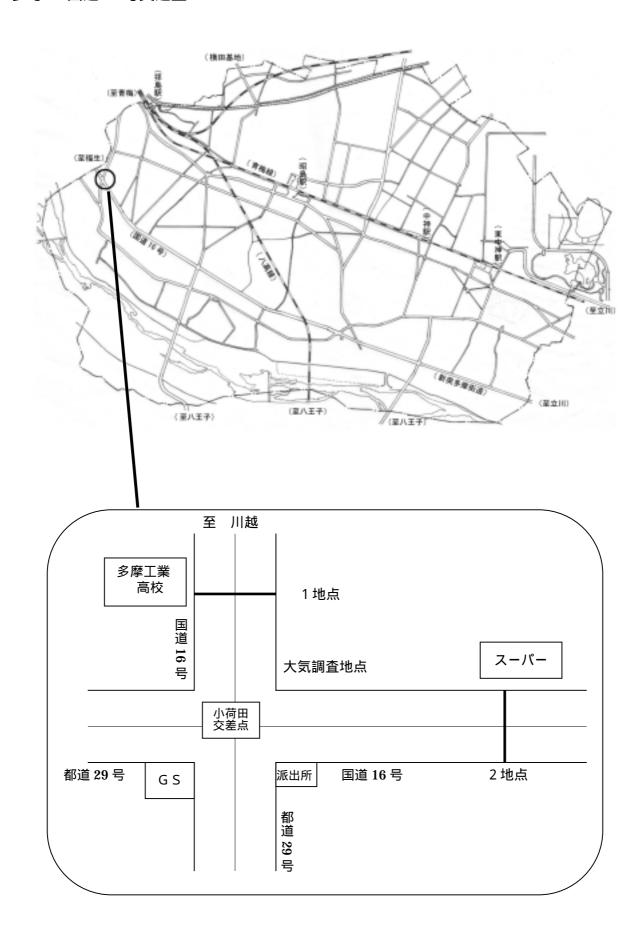
表 - 6:調査結果(平成 13年度)

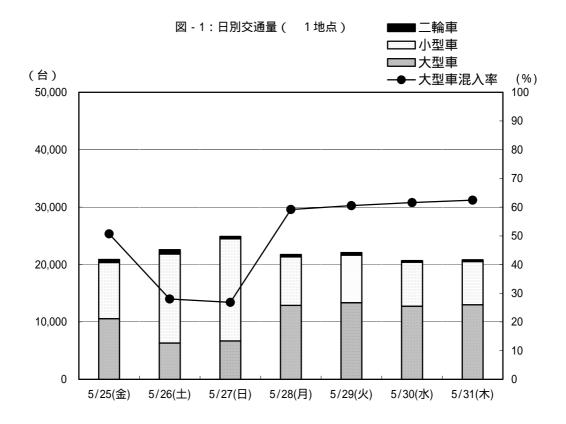
	一酸化窒素(NO)				
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1 時間値の 最高値	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
5月	7	168	0.131	0.334	
12月	7	168	0.197	0.468	

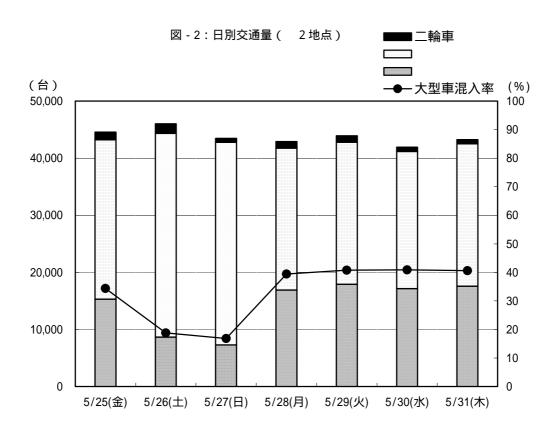
		二酸化窒素(NO₂)						
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1 時間値の 最高値				
\	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)				
5月	7	168	0.045	0.081				
12月	7	168	0.039	0.063				

ľ		窒素酸化物(NOx)						
		測定 測定 日平均値 日数 時間		口亚拉荷	4 吐眼体の	日平均值		
				1 時間値の 最高値	$\frac{NO2}{NO+NO2} \times 100$			
	\	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)		
	5月	7	168	0.175	0.373	25.5		
	12月	7	168	0.236	0.530	16.5		

# 参考 国道 16 号交通量







# 3 粉じん調査

粉じんとは、一般的にはどんな物質であるかは問わず粒子状の物質の総称を意味しますが、大気汚染防止法では、「物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、 又は飛散する物質」(第2条第4項)としており、物の燃焼に伴って発生する「ばいじん」 は含まれません。

昭島市では、ハイボリュウムエアサンプラーで 24 時間大気を吸引して粉じん中の金属 含有量を分析する調査を行っています。平成 13 年度の測定結果(表 - 7)をみると、粉 じん量は前年度より全箇所で増加していました。また全体的には鉄分が多く検出されました。

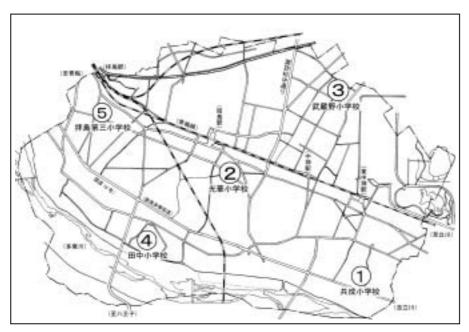


表 - 7: 粉じん中の金属測定結果

(単位: μ g/m³)

調査場所	調査年月日	粉じん量	鉛	か゛ミウム	銅	マンガン	ニッケル	鉄	クロム
	H11.6.14	97	0.068	0.001	0.05	0.035	0.006	1.26	0.01
共成小学校	H12.11.29	49.3	0.017	< 0.001	0.028	0.015	< 0.003	0.55	0.002
	H13.11.21	63.2	0.057	0.001	0.049	0.031	0.003	0.88	< 0.001
	H11.6.14	99	0.045	0.001	0.043	0.04	0.006	1.49	0.014
光華小学校	H12.11.29	61.8	0.011	< 0.001	0.013	0.008	< 0.003	0.3	0.014
	H13.11.21	75	0.047	0.001	0.074	0.039	0.003	0.97	< 0.001
	H11.8.12	41	0.022	< 0.001	0.016	0.015	< 0.003	0.44	0.005
武蔵野小学校	H12.11.29	47.9	0.019	< 0.001	0.028	0.021	< 0.003	0.77	0.005
	H13.11.21	87.5	0.048	0.001	0.072	0.04	0.003	1.06	0.001
	H11.8.10	46	0.031	< 0.001	0.024	0.01	< 0.003	0.35	0.003
田中小学校	H12.11.29	21.5	0.019	< 0.001	0.025	0.011	< 0.003	0.39	0.005
	H13.11.21	81.3	0.038	0.001	0.049	0.034	0.003	1.04	0.002
	H12.1.18	40	0.032	< 0.001	0.038	0.021	< 0.003	0.66	0.004
拝島第三小学校	H12.11.29	50	0.022	< 0.001	0.032	0.017	< 0.003	0.69	0.008
	H13.11.21	94.4	0.044	0.001	0.052	0.04	0.003	0.78	0.002

注) µg(マイクログラム)=100万分の1グラム

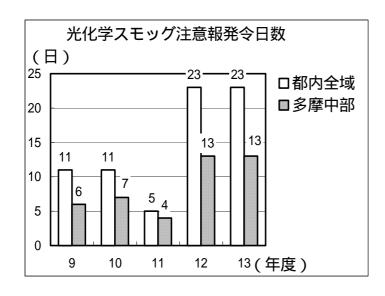
# 4 光化学スモッグ

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの(二次的汚染物質)が大気中にたまって白くもやがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。東京都が発令基準にしたがって光化学スモッグ注意報などを発令すると、昭島市はこれを受け、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき市内44ヶ所に掲示板を掲げるなどして市民の皆さまにお知らせしています。

平成 13 年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で 23 日、多摩中部地域で 13 日で昨年と同日数でした。また学校情報提供日数は 22 日でした。なお、警報の発令及 び昭島市内での被害届はありませんでした。



発 令 基 準

	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm 以上が継続
注 意 報	0.12ppm 以上が継続
警報	0.24ppm 以上が継続
重大緊急報	0.40ppm 以上が継続

光化学オキシダントとは...

光化学スモッグのうち、酸化性物質 (二酸化窒素は除く)のこと。この濃 度が高まると、光化学スモッグ濃度も 高まります。

光化学スモッグが発令されたら・・・

- ・屋外になるべく出ない。
- ・屋外運動はさしひかえる。
- ・自動車等の使用を控える。

光化学スモッグによる被害にあったら・・・

すぐに次の処置をして、もよりの保健所に連絡してください。

・目がちかちかする ... 目を洗う

・のどが痛い、息苦しい ... うがいをする

・頭痛、気分が悪い … 良好な空気のところで安静にする

回復しない場合には病院で処置を受けてください。

# 5 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう、塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するというに発生しているといわれています。そこで国や都はダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

平成 13 年度に市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は表 - 8 のとおりです。 ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気の環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」を、全 ての地点で下回っていました。

# (1)調査目的

昭島市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態 を把握する。

#### (2)調査内容

調査地点 : 昭島市内3地点及び清掃センター周辺2地点

調査対象物質:ダイオキシン類:

ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン(PCDDs) 13種 ポリ塩化ジベンゾ フラン(PCDFs) 15種 コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs) 12種

調査日: 平成13年5月9日~10日

平成 13 年 8 月 7 日~ 8 日 平成 13 年 1 月 7 日~ 8 日 平成 14 年 2 月 5 日~ 6 日

(24 時間連続大気採取)

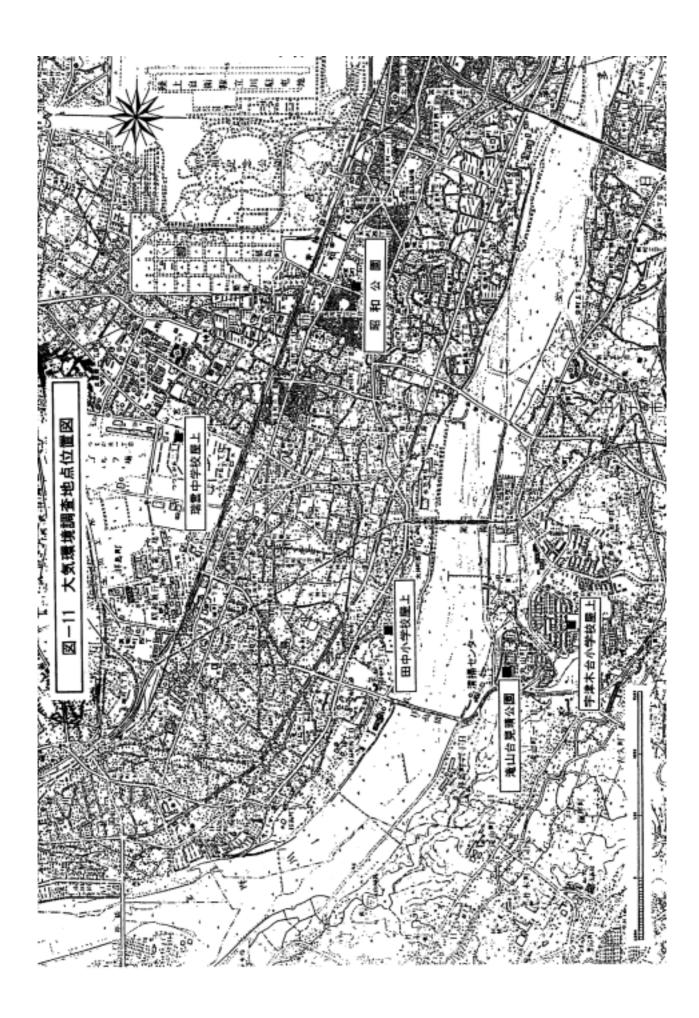
試料の採取及び分析方法:「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠

表 - 8:ダイオキシン類大気環境調査結果

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点名	5月	8月	11月	2月
田中小学校屋上	0.25	0.23	0.067	0.34
瑞雲中学校屋上	0.34	0.19	0.075	0.34
昭 和 公 園	0.24	0.22	0.085	0.27
滝 山 台 見 晴 公 園	0.25	0.17	0.11	0.23
宇津木台小学校屋上	0.26	0.17	0.12	0.26

<sup>\*</sup> 毒性等価係数は、WHO-TEF(1998)を使用。



#### 6 アスベスト

アスベストとは、天然に産する鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性などに優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等への利用形態があるといわれています。

主に欧米でアスベストの健康に対する危険性が指摘されて以来、わが国ではアスベストの低減化・代替化が進められています。また、国や都でもアスベスト含有材料を使用している建築物の改修・解体工事に届出義務を課すなど、飛散防止対策を行っています。

平成 13 年度に昭島市に届け出のあった石綿含有建築物解体等工事施工計画届は1件でした。

#### 大気汚染防止法に基づく届出

(特定粉じん排出等作業の石綿その他の特定粉じん飛散防止対策)

建築基準法に規定する耐火・準耐火建築物を解体、改造、補修する作業

「特定粉じん排出等作業実施届」

当該建築物の延べ面積が 500 ㎡以上であり、かつ、解体、改造、補修する部分の特定建築 材料の面積が 50 ㎡以上であるもの

上記の要件をみたす場合、作業開始の14日前までに届出

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出

(石綿含有建築物解体等工事の石綿飛散防止対策)

石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修工事

「石綿含有建築物解体等工事施工計画届」

- 1. 当該建築物の延べ床面積が500㎡以上あるもの(規則60)
- 2.使用されている吹き付け石綿の面積が15㎡以上あるもの(規則60)

上記 1、2 のどちらかの用件をみたす場合、作業開始の 14 日前までに届出 (条例 124-1)

# 第2 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川のもつ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型(平成 13 年 4 月 より)です。

# 1 水質汚濁に係る環境基準

河川 (湖沼を除く) における生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

	7月川(柳川ではく)にのける土冶塚児の休主に関する塚児至十(土冶塚児頃日)					
項目			基	準値	Ī	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 ( p H )	生物学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量 ( S S )	溶存酸素量 ( D O )	大腸菌群数
АА	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	<b>25mg</b> /ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN / 100mℓ 以下
Α	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	<b>25mg</b> /ℓ 以下	<b>7.5mg</b> /ℓ 以上	1000MPN /100mℓ 以下
В	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ ℓ 以下	<b>25mg</b> /ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN / 100mℓ 以下
С	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
Е	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	

#### (注)

自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水 産 1 級 :ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 :コイ・フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級 :特殊な浄水操作を行うもの

環 境 保 全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度

# 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
РСВ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下

# 〔用語説明〕

(用错就明)	
水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。 р H 7 が中性で、 7 より小さくなるほど酸性が
	強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量(B	<sup>OD)</sup> 水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値
	が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては $5 mg / \ell$ 以下が望
	ましく、悪性発生限界は10mg/ℓであるといわれています。
浮遊物質量 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用
	を阻害したり,魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量(DO)	水中にとけている酸素量。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。
	比較的生命力の強いコイ、フナ等でも 5 mg / ℓ以上が望ましいといわれています。
大腸菌群数	水中から多量に検出された場合は、生し尿が混入している可能性があり、病原菌細
	菌が存在する危険性があります。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎
	障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失
	うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ない
	し数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし
	死亡することがあります。
鉛	顔料製造工場、印刷工場などで使用されています。大量の鉛が体内に入ると急性中
	毒を起こし、腹痛、おうと、下痢、尿閉などがあらわれ、激烈な胃腸炎とその結果
	起こるショックのため死亡することがあります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤と
	しても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害
	などがあげられます。
ひ素	金属精錬、殺虫駆虫剤、染料、ガラス製造に使われます。体内に蓄積されやすく、
	おうと、下痢、腹痛、胃炎の原因となり、接触すると皮膚炎や皮膚がんになるおそ
	れがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。無機
	薬品、計量器、合成触媒などに用いられます。無機水銀化合物を大量に摂取すると、
	歯ぐきが腐り、血便が出るなどの症状を示します。
PCB	絶縁油、熱媒体やノ・カ・ボン紙溶剤などに広く用いられましたが、昭和47年には
	生産が中止されています。人体影響としては多様な皮膚障害、内蔵諸器の障害、ホ
	ルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延があります。
ジクロロメタン	溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、フロン113の代替物質)、ウ
	レタン発泡助剤、洗浄剤として使用されています。人体の影響としては、肝臓障害、
	皮膚粘膜への刺激があげられます。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマーの原料、溶剤、洗浄剤として使用されています。人体への影響
	は、急性中毒症状として頭痛、めまい、吐き気、下痢等を起こし意識不明になるこ
	とがあります。
トリクロロエチレン	金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられています。このうち約8割
	が金属製品の洗浄剤として使用されています。頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害
	をもたらすほか、発がん物質である可能性が高いといわれています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング用洗浄剤、金属製品洗浄剤として広く用いられています。人体
	影響としては、めまい、頭痛、肝臓障害をもたらし、発がん性の疑いもあります。
ベンゼン	化学・薬品工業で溶剤、合成原料として使用されています。大量に吸入すると急性
	中毒を起こし、頭痛、めまい、吐き気などがあらわれ、死亡することがあります。

# 2 水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。平成 13 年度は多摩川を 6 回、公共用水域を 2 回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の 19 区市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年 2 回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

# (1)採水地点 図-1 参照

# (2)調査結果の概要

#### 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点は次のとおりです。なお、健康項目では総水 銀が基準を超えていましたが、再調査の結果は異常ありませんでした。

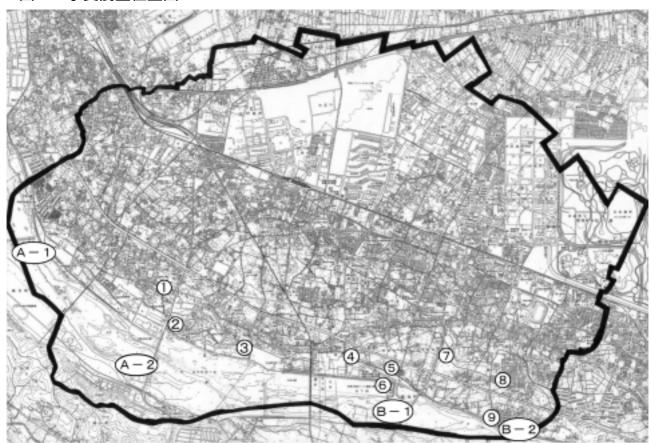
拝島橋下(上流) 立川境	大腸菌群数 生物化学的酸素要求量(BOD)	3 検体 3 検体
"	大腸菌群数	5 検体
"	総水銀	1 検体

# 公共用水域

基準はありませんが、次の地点で高い値を示しました。

昭和用水	水素イオン濃度(pH)	 1 検体
中沢堀昭和用水合流	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体
野水掘排水樋管	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体
多摩川上流排水樋管	生物化学的酸素要求量(BOD)	2 検体
中部下水	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体

図1:水質調査位置図



多	A - 1	昭和用水引込口
摩	A - 2	拝島橋下 (上流)
净	B - 1	多摩大橋下(上流)
Ш	B - 2	立川境
	1	玉川上水拝島分水路
	2	西部下水
	3	田中堀
公丑	4	中部下水
公共用水域	5	昭和用水
域	6	多摩川上流排水樋管
	7	中沢堀
	8	中沢堀昭和用水合流
	9	野水堀排水樋管

# 多摩川水質調査結果

	<i>/</i> \	平成13年度 河川名	多	摩川	類型	A - 1	測定地点名	昭和用2	k引込口
X	分	測 定 月 日 (月/		4/9	6/21	8/9	11/8	1/10	3/7
		採水時刻(時:	:分)	9:23	10:00	9:15	9:25	9:25	9:18
		採 取 位 置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量	( m³/S)						
	租	全 水 深	(m)	0.52	0.72	0.68	1.00	0.52	0.51
	現場測定項目	採 取 水 深	(m)						
-	測	天 候		曇り、晴れ	雨	曇	晴	晴	晴
	垣	気 温	( )	16.9	17.2	25.3	11.0	6.7	11.4
	É	水温	( )	12.7 無色	17.6	22.5 無色	9.5	3.6 無色	8.5
般		<u>色</u> 相 臭 気		無臭	無色無臭	弱川藻臭	微灰色 無臭	無巴 無臭	無負無臭
		透視(明)度	(cm)	<del>無英</del> >50	<del>無英</del> >50	39/II/果 <del>又</del> >50	<del>無英</del> >50	<del>無英</del> >50	<del>無英</del> >50
		水素イオン濃度	(6111)	7.8	6.8	7.3	7.0	6.7	6.7
項		溶 存 酸 素 量	(mg/ℓ)	11.1	8.8	9.1	11.7	12.3	11.2
	生	生物化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	1.2	1.5	1.4	1.3	1.7	1.5
	生活環境項	化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	1.3	1.7	1.3	0.8	1.1	1.4
目	坂倍	浮遊物質量	$(mg/\ell)$	2	<1	3	1	2	4
	項	大 腸 菌 群 数	(MPN/100mℓ)						
	目	n - ヘキサン抽出物質	$(mg/\ell)$						
		全 室 素	$(mg/\ell)$						
		全 燐	(mg/ℓ)						
		カドミウム	(mg/ℓ)	T+4.11	T+4.11	744.11	7+4111	7-to 111	7+A:11
		全 シ ア ン	(mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		金	(mg/ℓ)						
		六     価     ク     口     ム       砒     素	$(\operatorname{mg}/\ell)$ $(\operatorname{mg}/\ell)$						
		総     水	(mg/ℓ)						
		アルキル水銀	(mg/ℓ)						
		P C B	(mg/ℓ)						
侵	₫	<u>.</u> ジ ク ロ ロ メ タ ン	(mg/ℓ)						
"	_	四 塩 化 炭 素	(mg/ℓ)						
		1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)						
長	₽	1 , 1 - ジクロロエチレン	(mg/ℓ)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)						
I	Į.	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)						
		トリクロロエチレン	(mg/ℓ)						
		テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)						
E	1	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)						
		チ ウ ラ ム	(mg/ℓ)						
		シマジン	(mg/ℓ)						
		チォベンカルブ							
		ベ ン ゼ ン	$(mg/\ell)$						
		セレン	( )						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							
		ふっ素							
-		ほう素							
		フェノール類							
特 列 耳	寺生	亜 鉛	$(\operatorname{mg}/\ell)$ $(\operatorname{mg}/\ell)$						
Ji	小 百	四     如       溶     解     性     鉄							
Ê	Ĭ	溶解性マンガン							
		ク ロ ム							
		E P N							
		塩化物イオン							
-	2	M B A S							
1	5	アンモニア性窒素							
Ít	b	燐 酸 性 燐							
O Ti	り 百	濁 度							
で (性 の 耳 耳			(μS/cm)						
	•		(mg/ℓ)						
		研 酸 性 窒 素							
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$		亜 硝 酸 性 窒 素	$(mg/\ell)$						

		平成13年度 河川名	多	摩川	 類型	A - 2	測定地点名	拝島橋つ	「(上流)
X	分	測定月日(月/	_	/ <del>字</del> / 「1 4/9	6/21	8/9	11/8	1/10	3/7
		採水時刻(時:		9:54	10:35	9:50	10:00	10:40	10:48
		採 取 位 置	•	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量	( m³/S)						
	現	全 水 深	(m)	0.27	0.6	0.7	0.68	0.48	0.43
	現場測定項目	採 取 水 深	(m)	是い 味わ		皇	n±.	n主	吨
_	測定	天     候       気     温	( )	曇り、晴れ 17.5	雨 	曇 21.3	晴 12.3	8.6	晴  11.4
	項	水温	( )	13.5	18.3	23.6	10.5	4.3	10.1
40	Ħ	色相	\ /	無色	無色	無色	無色	無色	無色
般		臭		弱藻臭	無臭	弱川藻臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度	(cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50
項		水素イオン濃度		8.1	7.0	7.9	6.7	7.0	6.8
		溶 存 酸 素 量	(mg/ℓ)	11.3	9.0	9.3	11.0	12.8	11.4
	生活	生物化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	1.0	1.0	1.2	1.2	1.7	1.8
目	環	化 学 的 酸 素 要 求 量       浮 遊 物 質 量	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$	1.4	1.7 4	1.4	0.8	1.1	3
	生活環境項目	大腸菌群数		1,100	2,400	24,000	490	330	790
	盲	n - ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	.,	_,	, 000	.50	- 30	. 30
		全 窒 素	(mg/ℓ)		1.71		1.25		
		全 燐	$(mg/\ell)$		0.021		0.013		
		<u>カ ド ミ ウ ム</u>	(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-14.00	<0.001
		全 シ ア ン ***********************************	(mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		<u>鉛</u> 六 価 ク ロ ム	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$	<0.002 <0.01	<0.002	0.004 <0.01	0.003		<0.002 <0.01
		砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005
		総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005		<0.0005
		アルキル水銀	(mg/ℓ)			不検出			
,	<b>.</b>	P C B	$(mg/\ell)$						
Ø	₤	<u> </u>	(mg/ℓ)						
		四 塩 化 炭 素 1,2-ジクロロエタン	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
長	<b>₽</b>	<u>1 , 2 - シ ク ロ ロ エ タ ノ</u> 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
"		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)						
Į	頁	1,1,2-トリクロロエタン	$(mg/\ell)$						
		トリクロロエチレン 	(mg/ℓ)						
1 _	_	テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)						
	∄	1,3-ジクロロプロペン チ ウ ラ ム	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
		チォベンカルブ	(mg/ℓ)						
		ベ ン ゼ ン	(mg/ℓ)						
		セレン	$(mg/\ell)$						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)						
		<u>ふっ</u> 素 ほう素	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
$\vdash$		フェノール類	(mg/ℓ)						
4.	÷	銅	(mg/ℓ)						
5	<del>T</del>	亜 鉛	(mg/ℓ)						
华 列 耳	頁目	溶解性鉄	$(mg/\ell)$						
	=	溶解性マンガン	(mg/ℓ)						
$\vdash$		<i>σ</i>	(mg/ℓ)		<0.01		<0.01		
		E     P     N       塩 化 物 イ オ ン	(mg/ℓ)						
		塩 化 初 1 カ フ M B A S	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1	2	アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	0.09	0.03	0.03	<0.01
1 11	<u>b</u>	燐 酸 性 燐	(mg/ℓ)	0.004	0.013	0.009	0.009	0.012	0.013
7 6 1 1	) E	濁 度	(度)						-
E	7 1	電気伝導率	( µ S /cm)						
		T 0 C	(mg/ℓ)						
		硝     酸     性     室     素       亜     硝     酸     性     室     素	(mg/ℓ)						
Щ		亜 硝 酸 性 窒 素	(mg/ℓ)			1	)	はない まる まんしょ こうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう	

注)大腸菌群数は、最確数法による。

_		平成13年度 河川名	名 多	摩 川	類型	B - 1	測定地点名	多摩大橋	下(上流)
X	分		(月/日)	4/9	6/21	8/9	11/8	1/10	3/7
			(時:分)	10:30	11:10	10:27	10:42	11:15	10:33
			置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
			量 (m³/S		0.00	0.40	0.05	0.04	0.00
	現		深 (m 深 (m		0.29	0.42	0.35	0.31	0.60
	現場測定項目		候	曇り、晴れ	雨	曇	晴	晴	晴
	定	気	温 (	19.1	18.3	28.6	14.5	12.4	14.8
	月日		温 (	,	18.1	24.6	11.5	5.0	10.9
般			相	淡黄緑色	無色	微黄緑色	無色	淡黄色	淡灰黄
			気 度 (cm	中藻臭 ) >50	無臭 >50	弱川藻臭 >50	無臭 >50	無臭 24	無臭 >50
			度	8.1	7.3	7.9	6.9	7.0	6.6
項		溶 存 酸 素	量 (mg/ℓ		9.0	8.7	11.0	12.8	11.1
	生	生物化学的酸素要求		1.4	0.7	1.2	1.0	2.1	1.9
目	生活環境項目	化学的酸素要求			1.2	1.6	0.9	1.7	1.4
	境		量 (mg/ℓ		<1	5	< 1	9	4
	項目	<u>大 腸 菌 群</u> n - ヘキサン抽出物	数 (MPN/100mℓ 質 (mg/ℓ						
	Г		東 (mg/ℓ 素 (mg/ℓ						
			燐 (mg/ℓ						
	_	カドミゥ	لم (mg/ℓ	)					
			ン (mg/ℓ		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		<u>鉛</u> 六 価 ク ロ	(mg/ℓ						
			ム (mg/ℓ 素 (mg/ℓ						
			銀 (mg/ℓ						
17.	<b>.</b>		銀 (mg/ℓ						
侵	₤	P C	B (mg/ℓ						
			ン (mg/ℓ						
		四 塩 化 炭 1,2-ジクロロエタ	素 (mg/ℓ ン (mg/ℓ						
ઠ	₹	1 , 1 - ジクロロエチレ							
		シス-1,2-ジクロロエチレ							
		1,1,1-トリクロロエタ							
Į	百	1,1,2-トリクロロエタ							
	~	トリクロロエチレ							
		<u>テトラクロロエチレ</u> 1,3-ジクロロプロペ							
_	-	<u> </u>	ム (mg/ℓ						
F	╡	シ マ ジ	ン (mg/ℓ						
		チオベンカル	ブ (mg/ℓ	)					
			ン (mg/ℓ						
		セレレ	ン (mg/ℓ						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 ふ つ		`					
			系 (mg/ℓ 素 (mg/ℓ						
			類 (mg/ℓ						
牛	寺	銅	(mg/ℓ	)		-			-
特 列 耳 目	朱		鉛 (mg/ℓ						
빌	貝 3		鉄 (mg/ℓ						
	╡	<ul><li>溶解性マンガ</li><li>クロ</li></ul>	ン (mg/ℓ ム (mg/ℓ						
			N (mg/ℓ						
			ン (mg/ℓ						
7	2	M B A	S (mg/ℓ						
0		アンモニア性窒							
代   の   耳	ע ה		燐 (mg/ℓ 度 (度						
Į Įi	首		及 (及 率 (µS/cm						
	Î	T O	<u>+ (μ 5 / cm</u> C (mg / ℓ						
			素 (mg/ℓ	)					
		亜 硝 酸 性 窒	素 (mg/ℓ	)					

		平成 13 年度	河川名	多摩川	類型	B - 2	測定地点名	立丿	   境
区:	分		(月 / 日) (時:分)	4/9 10:53	6/21 11:48	8/9 10:55	11/8 11:35	1/10 12:34	3/7 10:57
		採 取 位	置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流	量 (m³/S)		8.9		13.3		
	됌	全水	深 (m)	0.47	0.25	0.5	0.7	0.58	0.72
		採 取 水	深 (m)						-+
_	測	天	候	曇り、晴れ	雨	曇	晴	晴	晴
	頃	気 水	温 ()	21.9 17.8	19.4 19.7	28.0 26.1	17.5 13.9	18.9 12.3	15.8 15.3
4.5	Ê	<u>小</u> 色	( <i>)</i> 相	淡黄緑色	微黄緑色	淡黄緑色	微灰茶色	 淡黄色	淡灰黄
般		<u>)</u> 臭	気	中藻臭	微青草臭	弱川藻臭	微藻臭	無臭	微下水臭
		透視(明)	度 (cm)	41.0	>50	>50	>50	28	45
項		水素イオン濃	度	7.6	7.2	7.5	6.7	6.9	6.5
-74	,,	溶存酸素	量 (mg/ℓ)	9.6	8.5	7.5	10.4	9.9	9.5
	生活	生物化学的酸素要求		3.7	1.4	3.1	1.8	4.4	3.2
目	生活環境	化 学 的 酸 素 要 求       浮 遊 物 質	量 $(mg/\ell)$ 量 $(mg/\ell)$	5.8 4	3.7	6.2 5	2.3	0.8 7	6.4
	境項	<u> </u>	<u>重</u> (IIIg/ε) 数 (MPN/100mL)	13,000	2,400	79,000	4,600	24,000	17,000
	目	n - ヘキサン抽出物		,	,	,	,	,	,
		全 窒	素 (mg/ℓ)		4.57		3.09		
Ш		全	燐 (mg/ℓ)		0.346		0.227		
		カドミウ	<u>∆</u> (mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		<u>全 シ ア</u> 鉛	$ \begin{array}{ccc} & & & (\text{mg}/\ell) \\ & & & (\text{mg}/\ell) \end{array} $	不検出 0.002	不検出 <0.002	不検出 0.006	不検出 0.002	<u>不検出</u> 0.002	不検出 0.005
		六価クロ	<u> </u>	<0.01	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		<u></u> 砒	素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		総水	銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	0.0014	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		ア ル キ ル 水	銀 (mg/ℓ)			不検出			
侹	₽	P C	B (mg/ℓ)		不検出		不検出		
IX3	Ē	<u>ジ ク ロ ロ メ タ</u> 四 塩 化 炭	ン (mg/ℓ) 事 (mg/ℓ)		<0.0002		<0.0002		
		<u>四 塩 化 炭</u> 1,2-ジクロロエタ	素 $(mg/\ell)$ ン $(mg/\ell)$		<0.0002		<0.0002 <0.0002		
康	₹	1 , 1 - ジクロロエチレ			<0.0002		<0.0002		
		シス-1,2-ジクロロエチレ			<0.0002		<0.0002		
		1,1,1-トリクロロエタ			<0.0002		<0.0002		
ij	Į	1,1,2-トリクロロエタ			<0.0002		0.0002		
		<u>トリクロロエチレ</u>			<0.0001		<0.0001		
_		テトラクロロエチレ 1 . 3 - ジクロロプロペ			<0.0002		<0.0002 <0.0002		
	1	<u> </u>	$\Delta$ (mg/ $\ell$ )		<0.0002		<0.0002		
		シ マ ジ	ン (mg/ℓ)		<0.0003		<0.0003		
		チォベンカル			<0.0003		<0.0003		
			ン (mg/ℓ)		<0.0002		<0.0002		
		<b>セ</b> レ	ン (mg/ℓ)		<0.002		<0.002		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 ふ つ			<0.02		<0.02		
		ほう	系 (mg/ℓ)		0.03		0.02		
			類 (mg/ℓ)						
特	ŧ	銅	(mg/ℓ)					-	
特 一	ŧ	亜	鉛 (mg/ℓ)						
増	₹	溶解性フンギ	鉄 (mg/ℓ)						
	•	溶 解 性 マ ン ガ ク ロ	ン $(mg/\ell)$ ム $(mg/\ell)$		<0.01		<0.01		
		E P	N $(mg/\ell)$		NU.U1		NO.01		
			ン (mg/ℓ)						
7	<u>-</u>	M B A	S (mg/ℓ)	0.08	<0.02	0.03	<0.02	-	<0.02
σ		アンモニア性窒		0.28	0.09	0.53	0.04		0.18
世	<u> </u>	燐 酸 性 ※	燐 (mg/ℓ)	0.234	0.301	0.569	0.187		0.560
の他の項目	ノ 雪	<u>濁</u> 電 気 伝 導	度 (度) 率 (□S/cm)						
塔	₹	<u>電 気 伝 導</u> T O	<u>率 (□S/cm)</u> C (mg/ℓ)						
		<u>                                     </u>	素 $(mg/\ell)$		3.78		2.63		
			素 (mg/ℓ)		0.018		0.008		
			\ 3' */			I.		群数は、最確	

注)大腸菌群数は、最確数法による。

# 公共用水域

		T	水域名	多摩川	玉川上水扫	<b>丰島分水路</b>	西	部下水	田中	中堀
X	分		日 (月/		<b>7/4</b> 10:10	2/13 9:24	7/4 :	2/13 :	7/4 10:32	2/13 9:40
		採 取 位	置		流心	流心			流心	流心
		流	量	( m <sup>3</sup> /S)						
	現	全 水	深	(m)	0.09	0.13			0.13	0.09
<b>—</b>	場	採 取 水	深	(m)	表層	表層			表層	表層
	週	天	候		晴	晴			晴	晴
	現場測定項目	気	温	( )	34.2	4.7			33.0	3.9
фД	占	<u>水</u> 色	<u>温</u> 相	( )	24.4 無色	7.9 無色			25.9 無色	4.9 薄灰色
般		<u>巴</u> 臭			無 <u>思</u> 無臭	無臭			無臭	無臭
		透視(明)		(cm)	>50	>50			>50	16
			濃度	(===)	7.9	7.5	渇		8.0	8.4
項	д_	溶 存 酸 素		(mg/ℓ)	7.6	12.7	/包	泡	7.5	13.5
	生活環境項目	生物化学的酸素要	東求量	$(mg/\ell)$	1.6	2.5	水	□ 水□	1.6	2.0
	擅	化学的酸素要		$(mg/\ell)$						
	谙	浮遊物質		$(mg/\ell)$	2	<1	の	<u> </u>    ത	3	18
目	道	大 腸 菌 群		IPN/100mℓ)			├ た	├┤た┝		
	自	n - ヘキサン抽出		(mg/ℓ)			H "	<del>                                     </del>		
		<u>全</u> <u>窒</u>	<u>素</u> 燐	(mg/ℓ)			め	├─ め ├		
		全 カ ド ミ ウ		$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			H ,,	┝┼┤╭╖┝		
		ターシーア	ン	(mg/ℓ)	不検出	不検出	├ 欠	欠  -	不検出	不検出
		<u></u> 至日		(mg/ℓ)			測	測		
		六価クロ	٨	$(mg/\ell)$						
		砒	素	$(mg/\ell)$						
		総水	銀	$(mg/\ell)$						
侵	<b></b>	アルキルス		$(mg/\ell)$						
ĮX.	±	P C	В	(mg/ℓ)						
			タン	(mg/ℓ)						
		四 塩 化 炭 1,2-ジクロロエ		$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
厚	₹	1 , 2 - フ フ ロ ロ エ 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ ヂ		(mg/ℓ)						
		シス- 1,2-ジクロロエ		(mg/ℓ)						
		1,1,1-トリクロロニ		(mg/ℓ)						
Ij	<b>5</b>	1,1,2-トリクロロニ		$(mg/\ell)$						
1	共	トリクロロエチ		$(mg/\ell)$						
		テトラクロロエチ		$(mg/\ell)$						
		1,3-ジクロロプロ		(mg/ℓ)						
l E	1	チ ウ ラ シ マ ジ	<u> </u>	(mg/ℓ)						
		<u>シ マ ジ</u> チ オ ベ ン カ	<u>ン</u> ル ブ	$(mg/\ell)$						
		<u>ティヘノル</u> ベ ン ゼ	ン	(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
		t V	ン	(mg/ℓ)					1	
				(mg/ℓ)						
		3i 2	素	(mg/ℓ)						
L		ほう	素	$(mg/\ell)$						
		フェノーリ	レ類	$(mg/\ell)$						
4	寺	銅銅		(mg/ℓ)						
特 列 耳	东	亜 如 地	鉛	(mg/ℓ)					-	
빌	貝	溶解性	鉄	(mg/ℓ)						
	╡	溶解性マン		(mg/ℓ)					1	
		<i>р</i> п Е Р	<u>ь</u> N	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			1		1	
			N オ ン	(mg/ℓ)						
7	2	M B A	S	(mg/ℓ)					1	
Ì	Ď	アンモニア性		$(mg/\ell)$						
1 d	也	燐 酸 性	燐	$(mg/\ell)$						
J J E	) E	濁	度	(度)						
별	貝 コ	電気伝導		(μ S /cm)					1	
	╡	T O 码 酸 性 穿	C 妻	(mg/ℓ)					-	
		硝   酸   性   室     亜   硝   酸   性   3		$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
ь		工 明 皎 注 3	王 永	(⊪g/ℓ)		1	<u> </u>		1	

X		平成 13 年度	水域名	多摩川	中部	下水	昭和	用水	多摩川上	<b></b>
	ח	測 定 月 採 水 時			7/4	2/13	7/4	2/13	7/4	2/13
		採水時       採取		(א)	10:49 流心	9:55	11:02 流心	10:07 流心	11:29 流心	10:16 流心
		流	量	(m <sup>3</sup> /S)						
	現	全水	深	(m)	0.12	0.13	0.13	0.13	0.55	0.36
	現場測定項目	採 取 水 天	く 深 候	(m)	表層 晴	表層晴	表層晴	表層晴	表層晴	表層晴
	定	気	温	( )	33.3	5.2	35.5	6.1	34.6	6.1
	項日	水	温	( )	22.1	12.7	27.0	4.9	27.3	16.7
般		色	相		無色	無色	無色	薄灰色	微黄色	薄灰黄色
		<u>臭</u> 透 視 ( 明	<u></u> 気 ) 度	(cm)	無臭 >50	無臭 >50	無臭 >50	下水臭 14	無臭 50	中下水臭 40
		水素イオン		(CIII)	7.4	7.4	8.3	9.0	6.9	7.0
項			素 量	(mg/ℓ)	-	-	8.4	13.9	6.4	8.3
	集	生物化学的酸素		(mg/ℓ)	1.9	3.3	2.2	1.1	4.6	6.6
目	生活環境項	化学的酸素		(mg/ℓ)		4		40	0	4
	境		質量群数	(mg/ℓ) (MPN/100mℓ)	3	<1	5	10	2	4
	月目	<u>ハ // // // // // // // n - ヘキサン抽</u>		$(mg/\ell)$						
		全 窒	素	(mg/ℓ)						
		全	燐	(mg/ℓ)						
			<u>ウム</u>	(mg/ℓ)	T+4.11	<b>7</b> ± 6 1 1 1	<b>7</b> + ∆ . I .	T+4.11	<b>7</b> +∆.11	T+4111
		全 シ ア 鉛	7 ン	(mg/ℓ) (mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		六価ク	п Д	(mg/ℓ)						
		砒	素	(mg/ℓ)						
		総水	銀	(mg/ℓ)						
侵	<b></b>	アルキル	水 銀	(mg/ℓ)						
1	±	P C ジ ク ロ ロ メ	<u>B</u> 、タン	(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
		, , ,	<u>、 ノ ノ</u> 炭 素	$(\text{mg}/\ell)$						
	_	 1 , 2 - ジクロロ		(mg/ℓ)						
艮	ŧ	1,1-ジクロロエ	エチレン	(mg/ℓ)						
		シス- 1,2-ジクロロ		(mg/ℓ)						
		1,1,1-トリクロ[		(mg/ℓ)						
Įį	頁	1,1,2-トリクロ[ ト リ ク ロ ロ エ		(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
		テトラクロロエ		(mg/ℓ)						
		1,3-ジクロロフ		(mg/ℓ)						
E	1	チウラ		(mg/ℓ)						
		<u>シ マ ジ</u> チオベンカ		(mg/ℓ)						
		<u>チ オ ベ ン カ</u> ベ   ン   ゼ		(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
		セレ		(mg/ℓ)						
		硝酸性窒素及び亜硝	肖酸性窒素	(mg/ℓ)						
		<i>i</i> si >	素	(mg/ℓ)						
-		ほう フェノー	素	(mg/ℓ)					1	
4	+	フェノ <u>ー</u> 銅	ル類	(mg/ℓ) (mg/ℓ)						
\$ 死 耳	ਰ 朱	亜	鉛	(mg/ℓ)						
ĺ	真	溶解性	t 鉄	(mg/ℓ)						
	╡	溶解性マン		(mg/ℓ)					1	
		<i>р</i> П Р	<u>ム</u> N	(mg/ℓ)						
		塩化物イ		(mg/ℓ) (mg/ℓ)			1		1	
-	_	м в а	۱ S	(mg/ℓ)	0.03	0.12			0.07	0.07
0	D	アンモニアリ		(mg/ℓ)	0.03	0.20			0.39	0.44
ft	<u>t</u>	燐 酸 性		(mg/ℓ)	0.028	0.044			0.129	0.834
1 1 1 1	頁	<u>濁</u> 電 気 伝	<u>度</u> 導 率	(度) (μS/cm)						
	1	T O	等 C	(μ 3 /ciii) (mg/ℓ)						
		硝 酸 性	室 素	(mg/ℓ)						
		亜 硝 酸 性	窒 素	(mg/ℓ)						

X	<del></del>	平成 13 年度	水域名	多摩川	中流	R堀	中沢堀昭和	印用水合流	野水堀排	<b>非水樋管</b>
	<i></i>	測 定 月 採 水 時	日 (月/刻 (時:		7/4 13:54	2/13 10:34	7/4 14:06	2/13 10:45	7/4 14:19	2/13 10:56
		採 取 位	置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流	量	(m³/S)	0.10	0.00	0.00	0.10	0.01	0.01
	現	<u>全</u> 水 採 取 水	<u>深</u> 深	(m) (m)	0.13 表層	0.09 表層	0.26 表層	0.19 表層	0.01 表層	0.01 表層
	場測	天 天	 候	(111)	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	定	気	温	( )	35.4	4.3	36.3	4.0	35.7	10.6
	現場測定項目	水	温	( )	29.8	10.5	30.0	5.1	28.0	10.1
般	П	色	相		無色	無色	無色	無色	無色	灰白色
		臭	気		無臭	無臭	無臭	無臭	弱下水臭	中下水臭
		透 視 ( 明 )水 素 イ オ ン ;	<u>度</u> 濃 度	(cm)	46.0 8.1	>50 7.8	50 7.8	>50	48	9
項		水素イオン溶存酸素	<u>辰                                    </u>	(mg/ℓ)	8.4	11.2	7.5	8.5 13.5	7.6	7.6
	生	生物化学的酸素要		(mg/ℓ)	1.8	2.0	3.3	1.3	12.0	36.0
	줊	化学的酸素要	求 量	(mg/ℓ)	1.0	2.0	0.0	1.0	12.0	00.0
目	境	浮遊物質	量	(mg/ℓ)	14	3	20	4	3	9
	生活環境項目	大腸菌群		(PN/100mℓ)						
	日	n - ヘキサン抽出 全 窒		(mg/ℓ)			1			
		<u>全 窒</u> 全	素  燐	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			+			
		カドミウ	<i>Д</i>	(mg/ℓ)			<u>†                                    </u>			
		全 シ ア	ン	(mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		鉛		(mg/ℓ)						
		<u>六 価 ク ロ</u>	<u>ム</u> 素	(mg/ℓ)						
		<u>砒</u> 総水	糸 銀	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
		アルキルオ		$(mg/\ell)$						
俊	<b></b>	P C	В	(mg/ℓ)						
			タン	(mg/ℓ)						
		四塩化炭	素	(mg/ℓ)						
月	₹	1 , 2 - ジクロロエ 1 , 1 - ジクロロエチ		$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			1			
		シス- 1,2-ジクロロエ:		$(mg/\ell)$			1			
		1,1,1-トリクロロコ		(mg/ℓ)						
Ij	5	1,1,2-トリクロロコ	<b>エタン</b>	(mg/ℓ)						
1	큿	トリクロロエチ		(mg/ℓ)						
		テトラクロロエチ		(mg/ℓ)			+			
		1,3-ジクロロプロ		(mg/ℓ)						
F	1	<u>チ ウ ラ</u> シ マ ジ	ン	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			+			
		<u>シ マ ジ</u> チ オ ベ ン カ .		(mg/ℓ) (mg/ℓ)			1			
		ベンゼ	ン	$(mg/\ell)$						
		セレ	ン	(mg/ℓ)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸		(mg/ℓ)			1			
		<u>ふっ</u> ほう	素素	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$			+			
		フェノール		$(mg/\ell)$						
4	ŧ	銅		(mg/ℓ)						
5	<u></u>	亜	鉛	(mg/ℓ)			1			
特 列 耳	<b></b> ∃	溶解性マン:	鉄・ジ	(mg/ℓ)			1			
	•	溶解性マン: クロ	ガ ン <u></u> ム	$(mg/\ell)$ $(mg/\ell)$						
		E P	N	$(mg/\ell)$			<u> </u>			
		塩化物イス		(mg/ℓ)						
7	_	м в а	S	(mg/ℓ)			0.02	0.02	0.55	2.91
そ の 他 可 耳	,	アンモニア性		(mg/ℓ)			0.02	<0.01	1.09	3.66
l ft	ti O	燐 酸 性	燐	(mg/ℓ)			0.032	0.010	0.159	0.573
Į	Į.	<u>濁</u> 電 気 伝 導	度 率	(度) (μS/cm)			+			
	1	电 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	C P	(μ 5 /cm) (mg/ℓ)			1			
		·		(mg/ℓ)			1			
		亜 硝 酸 性 窒		(mg/ℓ)						

# 3 中沢堀カドミウム底質調査

昭和45年に中沢掘でカドミウムが検出されました。堀は新設してコンクリートで固め、 埋めたてられましたが、市ではそれ以降も堀の底にたまった土壌の調査を継続しています。 なお、環境基準は定められていません。

(単位·mg/kg)

調査地点及び調査結果

門旦心無及し門旦加木	(+12,116,116)				
調査日 地点	7月4日	2月13日			
福島町 2 - 31	1.4	1.8			

#### 4 多摩川底牛牛物調香

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調査することにより、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を試み、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

# (1)調査地点

多摩川 拝島橋上流 多摩川 多摩大橋下流

# (2)調査年月日

第1回 : 平成13年7月4日 第2回 : 平成14年1月10日

# (3)調査方法

河床に 30 cm×30 cmのコドラート(金属方形枠)を設置し、下流側にDフレームサーバーネットを置いてコドラート内に生息する生物を採取します。この操作を 1 調査地点に付き 4 カ所実施し、採取した生物を 10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10~40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体数を計数します。

# (4)地点別調査結果

# 拝島橋上流

出現種は蜉蝣首13 種、積翅首4 種、毛翅首6 種、鞘翅首2 種、双翅首4 種、その他で計 31種で、全体個体数で 444 個体確認されました。

生物学的水質判定は、すべての判定方法において貧腐水性水域(きれいな水域)と判定されました。

主な出現種はクロマダラカゲロウ、フタオカゲロウ、ヒゲナガカワトビゲラでした。

#### 多摩大橋下流

出現種数は蜉蝣首5 種、積翅首3 種、広翅首1 種、毛翅首3 種、鞘翅首2 種、双翅首4 種、その他2 種の計 19 種で、全体個体数で 314 個体確認されました。

生物学的水質判定は、冬季と同様 Kolkwitz 法による判定で貧腐水性水域と判定された以外すべての判定で - 中腐水性水域(わりあいきれいな水域)となりました。

主な出現種はモンユスリカ亜科、エリユスリカ亜科、ヒケナガカワトビケラでした。

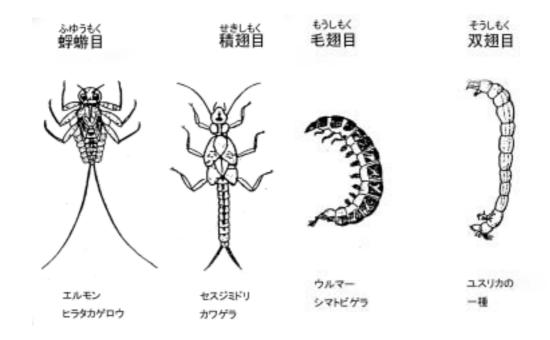


表 - 1: 出現種分類学的調査結果(平成 13 年度)

	調査河川名		拝島橋上流		į	多摩大橋下流			
		夏季	冬季	年間	夏季	冬季	年間		
分類		H13.7.4	H14.1.10	十四	H13.7.4	H14.1.10	十四		
水	粘管目	0	0	0	0	0	0		
	蜻蛉目(カゲロウ)	9	9	13	4	2	5		
生	蜻蛉目(トンボ)	0	0	0	0	0	0		
_	積翅目 (カワゲラ)	1	4	4	1	2	3		
	広翅目	0	0	0	0	0	0		
昆	毛翅目(トギケラ)	6	2	6	3	2	3		
	鞘翅目	2	1	2	1	0	1		
虫	双翅目	2	3	4	2	3	4		
	小 計	20	19	29	11	10	17		
そ	腟腸動物	0	0	0	0	0	0		
の	扁形動物	0	0	0	0	0	0		
他	袋形動物	0	0	0	0	0	0		
の底	軟体動物	0	0	0	0	0	0		
生	環形動物	0	0	0	0	0	0		
生	節足動物	0	0	0	0	0	0		
物	その他	0	2	2	1	1	1		
	種 数 合 計	20	21	31	1	1	18		
	固体数合計	138	306	444	76	238	314		

表 - 2:生物の優占上位3種(平成13年度)

拝島橋上流				多摩大橋下流			
主な出現種	水質階級	個体	優先率 (%)	主な出現種	水質階級	個体	優先率 (%)
クロマダラカゲロウ	OS	101	22.7	モンスリカ亜科	-m s	175	55.7
フタオカゲロウ	OS	82	18.5	エリユスリカ亜科	-m s	26	8.3
ヒゲナガカワトビケラ	OS	54	12.2	ヒゲナガカワトビケラ	OS	21	6.7

表 - 3:生物学的水質判定結果(平成 13年度)

調査場所		拝島橋上流			多摩大橋下流			
調査月日	7/4	1/10	年度計	7/4	1/10	年度計		
優 占 種 法	0 S	0 S	0 S	0 S	- m s	- m s		
Beck - Tsuda 法	o s	0 S	0 S	0 S	- m s	o s		
Kolkwitz 法	0 S	0 S	0 S	0 S	0 S	o s		
汚 濁 指 数 法	0 S	0 S	0 S	- m s	- m s	- m s		
総合水質判定	0 S	0 S	0 S	0 S	- m s	- m s		

(注)水質階級 os: 貧腐水性水域(きれいな水域)

-ms: -中腐水性水域(わりあいきれいな水域)

- m s : - 中腐水性水域(汚れている水域)

ps :強腐水性水域(とても汚れている水域)

#### (5) まとめ

今回の調査において、総合判定で拝島橋上流では貧腐水性水域(きれいな水域)となり、多摩大橋下流では - 中腐水性水域(わりあいきれいな水域)となった。

拝島橋上流では、昭和堰の工事も終了し、昨年度よりは全固体数に減少はみられるものの昨年度並みに良好といえます。

多摩大橋下流では夏季は汚濁指数法で - 中腐水性水域、冬季においては、Kolkwitz 法以外のすべての判定において - 中腐水性水域となり、総合で - 中腐水性水域となりました。特に冬季の左岸では全体の8割近くが、汚濁耐性のある双翅目で占められているのが特徴的です。これは上流からの下水処理水による放流水の影響が強いと判断します。

#### 水生生物を使った調査方法について・・・

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、 分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清冽な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣首(カゲロウ目)、毛翅首(トビケラ目)などが数多く出現します。

# 5 多摩川魚類調査

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

- (1)調査場所…拝島橋上流 (A類型) 多摩大橋付近(B類型)
- (2)調査方法…調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、種類の判別・体長・捕獲数を調査しました。

(有害物質含有量の分析のため魚体を磨砕し、その一部を分析しました)

(3)調査年月日...平成13年10月22日

平成 13 年度 多摩川魚類調査結果

場所	種類	採集数 (匹)	体長 (cm)	割合 (%)	水温 ( )	рΗ	
拝島橋上流	オイカワ	16	8.5	80.0		<b>8</b> 0	
	ウグイ	2	6.9	10.0	14.1		
上	タモロコ	1	6.6	5.0	14.1	8.0	
流	カマツカ	1	6.2	5.0			
	オイカワ	16	7.7	53.3		6.9	
多	ウグイ	2	7.4	6.7			
摩   大	タモロコ	3	7.3	10.0	22.7		
多摩大橋付近	モツゴ	1	10.3	3.3	22.1		
	カマツカ	6	9.1	20.0			
	ムギツク	2	6.7	6.7			

\*体長は平均です。

多摩川魚類有害物質含有量分調査結果

(単位:mg/kg)

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	
11. 白 14.	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1	
拝島橋 上流	水銀又はその化合物	0.018	0.031	0.006	
	PCB	0.04	0.07	<0.01	
<b>夕</b> 庄 ⊥	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1	
多摩大 橋付近	水銀又はその化合物	0.032	0.053	0.01	
	РСВ	0.03	0.13	<0.01	

# 第3 地下水・湧水について

# 1 地下水揚水の規制

昭和 46 年以降は、吐出口の断面積が 21 c ㎡を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が 21 c ㎡以下であっても、新設の場合は  $400m\sim650m$ も掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和 46 年以前に設置された吐出口の断面積が 21 c ㎡を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成 13 年度からは、揚水機の出力が 300W を超える施設に対して揚水量を毎年報告することを設置者に対し義務づけられました。

# 東京都環境確保条例

揚水施設を設置する者 (揚水機の出力が300Wを超えるもの)



揚水機の吐出口の面積	規制内容
21 c ㎡を超える	設置禁止
6 c ㎡を超え 21 c ㎡以下	地域に応じてストレーナーの位置を基準より深く すること(昭島市に適用される基準は 400m)
6 c m <sup>3</sup> 以下	揚水機の出力を 2.2 k W以下とすること 揚水量を 1 日最大 20m³以下、 月平均でも 10m³ / 日以下とすること

# 2 地下水揚水量調査

市内には、報告を義務づけられている事業所が 36 あります。そのうち、表 - 1には揚水機吐出口の断面積が 21cm<sup>2</sup>を超えるものについて過去 3 年間の事業所別揚水量、表 - 2には揚水機の出力が 300Wを超えるものについて事業所別揚水量をまとめました。

=		<ul><li>(吐出口の断面積が21cm<sup>2</sup>を超えるもの)</li></ul>	
<del>-</del>	1 · M · N · 是 · 网 会 · * 中	/ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
1X -			

	700 1117	マ成11年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度 マ					
	工場	揚水量	揚水量	割合	平成13年 揚水量	· <u>/文</u> 割合	井戸数
	工 物		1m小里 (m³/年)			(%)	(本)
1	Α	8,752	9,673			` '	1
2	В	455,923					
3	C	99,066			125,988		
4	D	391,749	396,707	101.3			
5	E	47,021	47,184	100.3	· ·		
6	F	8,923	10,772		8,621	96.6	
7	G	14,739	16,502	112.0			1
8	Н	154,085	147,934	96.0	*	95.3	4
9	I	110,928	109,265	98.5	101,683		4
10	J	9,064	6,259	69.1	3,253	35.9	1
11	K	1,176	1,061	90.2	973	82.7	1
12	L	16,824	17,128	101.8	19,497	115.9	1
13	М	4,398	廃止		廃止		
14	N	7,245	6,092	84.1	5,523	76.2	1
15	0	29,872	28,716	96.1	3,548	11.9	1
16	Р	10,890	9,670	88.8	12,224	112.2	1
17	Q	42,949	30,638	71.3	廃止		
18	R	298,668	314,691	105.4	248,635	83.2	2
19	S	46,866	34,590	73.8	46,773	99.8	2
20	Т	321,914	294,652	91.5	339,420	105.4	5
	計	2,081,052	2,058,692	98.9	2,019,640	97.0	34
	指定作業場	平成11年度	平成12年	度	平成13年	度	井戸数
	程をIF来場 その他	揚水量	揚水量	割合	揚水量	割合	(本)
	פון כס	(m³/年)	(m³/年)	(%)	(m³/年)	(%)	(4)
1	a	12,114	11,562			99.9	2
2	b	4,799	3,588	74.8	0	0.0	1
3	С	41,433	42,529	102.6	49,017	118.3	1
4	d	14,385,270	13,952,160	97.0	13,867,910	96.4	
5	е	45,489	51,334	112.8	47,364	104.1	3
	計	14,489,105	14,061,173	97.0	13,976,397	96.5	27
合計		16,570,157	16,119,865	97.3	15,996,037	96.5	61

注) 井戸数は、平成13年度の数(吐出口の断面積が21 c m<sup>2</sup>以上の揚水施設) 割合は、平成11年度の揚水量を100%とした比率。 揚水量は、各年1月から12月までの調査量。

表 - 2: 地下水揚水量調査結果 (揚水機の出力が300Wを超えるもの)

	工場	平成 1 3 年度 揚 水 量 ( m³/年)	井戸数(本)
1	Α	5,568	1
	計	5,568	1
	指定作業場・その他	揚 水 量 (m³/年)	井戸数(本)
1	a	9,583	1
2	b	17,478	1
3	c	4,113	1
4	d	1,776	1
5	e	8,510	1
6	f	2,178	1
7	g	0	1
8	h	9,477	1
9	I	2,876	1
10	j	12,542	1
計		68,533	10
	合 計	74,101	11

(注)揚水量は、各年1月から12月までの調査量。

#### 3 湧水

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。 一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内の湧水は、平成 12 年度現在、区部 290 ヶ所、市部 427 ヶ所が確認されていますが、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。これは都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していること、などが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、 魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、 池や川にきれいな水を供給する水源となる、 緑に水を与える、 都市に残された自然水であり、 緊急時には特に貴重となる、など湧水はとても大切なものです。

## 4 湧水量調査

市内 18 ヶ所の湧水の状況を把握するため、年 2 回湧水量等の調査を行なっています。表 - 3 に平成 13 年度の調査結果をまとめました。なお、調査地点については図 - 1 で示しています。

#### 5 湧水水質分析調查

龍津寺・諏訪神社の湧水水質分析を行なったところ、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」にすべて適合していました。結果は表 - 4 のとおりです。

#### 湧水を保全するためには・・・

雨水浸透ますを設置する。

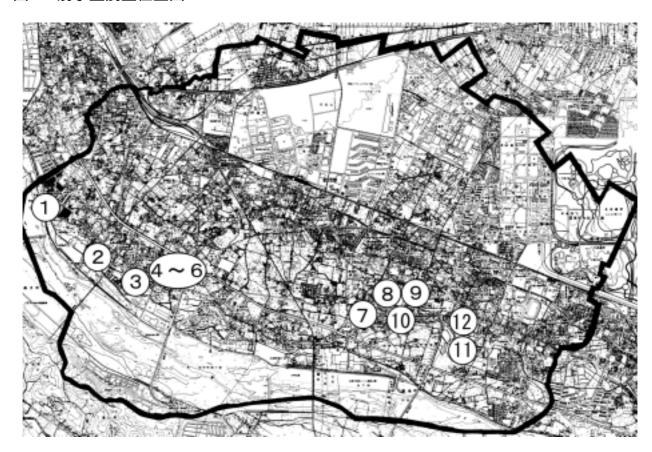
屋根や敷地内に降った雨水を水はけの良い土壌から浸透させる。 できるだけ土や緑を残し、塀は生垣にする。

駐車場は透水性舗装等にする。

雨水をためて庭にまく。

といった方法により、できるだけ地下へ雨水を浸透させることが大切です。

図1:湧水量調査位置図



1	都営拝島団地下
2	龍津寺
3	花井の井戸
4	拝島公園
5	おねいの井戸
6	拝島大師
7	諏訪神社
8	鈴木理夫宅
9	熊野神社
10	福巌寺
11	広福寺
12	井戸出の清水

表-3: 湧水量調査結果(平成 13 年度)

	調査	适場	所	夏	季 (9月)	7日)	冬季	<b>∑</b> (3)	]13	 目)
<b>~</b> -	名	称	所在地	湧水量	水温	水素イオン	湧水量	水	温	水素イオン
番号	10	介小	7月1エンビ	(m³/日)	( )	濃度	(m³/日)	(	)	濃 度
1	都営拝島団	団地下	拝島町5-13	測定不能			測定不能			
		1	拝島町5-2	164.4	19.7	6.5	測定不能			
2	龍津寺	2	"	64.8	20.0	6.3	15.4	10	.0	6.9
		3	"	40.8	20.3	6.4	測定不能			
3	花井の井戸	5	拝島町4-16	調査不能			測定不能			
		1	拝島町1-10	湧水なし			湧水なし			
		2	"	13.0	19.6	6.7	湧水なし			
4	拝島公園	3	"	調査不能			湧水なし			
		4	"	448.8	19.3	6.2	測定不能			
		5	"	209.5	18.8	6.4	湧水なし			
5	おねいの丼	抻	拝島町1-10	調査不能			調査不能			
6	拝島大師		拝島町1-6	測定不能			湧水なし			
7	諏訪神社		宮沢町2-35-23	432.0	18.5	6.9	155.5	12	.0	7.4
8	鈴木理夫	宅	宮沢町2-32-12	1,748.8	18.5	6.9	517.8	11	.0	7.0
9	熊野神社		中神町1-12-7	調査不能			湧水なし			
10	0 福厳寺		中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし			
11	1 広福寺		福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし			
12	井戸出の湘	青水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし			

注)測定不能については、湧水量が少ないため。

調査不能については、湧水部が金網等で囲まれているため。

表-4: 湧水水質分析調査結果(龍津寺・諏訪神社)

場所	調査年月日	平成1	1年度	平成1	2年度	平成13年度		
场川	調査項目	8月4日	3月30日	8月15日	3月5日	8月28日	3月4日	
	水素イオン濃度(pH)	6.7	7.0	6.8	7.1	6.3	7.1	
	電気伝導率(mS/m)	20.9	14.7	21.7	18.1	21.7	20.6	
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	<0.5	2.5	1.3	1.5	0.9	<0.5	
龍	亜硝酸性窒素(mg/ℓ)	<0.002	0.003	0.001	0.002	<0.002	<0.002	
, ne	硝酸性窒素(mg/ℓ)	5.72	4.09	6.01	5.04	5.75	6.19	
津	リン酸性リン (mg/ℓ)	0.052	0.067	0.027	0.047	0.051	0.020	
_	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.15	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
寺	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	8	33	17	6.8	170	13	
	1,1,1-トリクロロエタン( mg/ℓ)		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)		0.005		0.011		0.007	
	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)		<0.0005		<0.0005		<0.0005	

場所	調査年月日	平成1	平成11年		平成1	平成12年度		3年度
<i>-70</i> 17/1	調査項目 8月4日 3.		3,5	月30日	8月15日	3月5日	8月15日	3月4日
	水素イオン濃度(pH)	6.8	L		6.8	7.1	6.4	6.9
	電気伝導率(mS/m)	26.2		渇	25.0	23.5	27.1	23.9
諏	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	<0.5		水	0.7	1.0	1.0	<0.5
	亜硝酸性窒素(mg/ℓ)	<0.002		の	0.001	0.002	<0.002	<0.002
訪	硝酸性窒素(mg/ℓ)	9.43		た	8.89	7.92	8.87	8.93
	リン酸性リン (mg/ℓ)	0.034		め	0.015	0.031	0.038	0.010
神	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.15		測	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
l	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	230		定	0	21	22	23
社	1,1,1-トリクロロエタン (mg/)			不		<0.0005		<0.0005
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)			能		<0.001		<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)					<0.0005		<0.0005

注)大腸菌群数は、最確数法による

## 第4 騒音・振動について

#### 1 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として次のようなものがあげられます。

概して大きい音

音色の不愉快な音

音声聴取を妨害する音

休養や安眠を妨害する音

勉強や事務の能率を低下させる音

騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル(dB)」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、 さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令(要請限度)等があります。 なお、工場・建設作業などの騒音に関しては、「第5 工場・指定作業場等について」 のなかで説明しています。

## 音のめやす (デシベル)

120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車の通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内やピアノ
80	地下鉄の車内(窓を開けたとき)
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内・図書館
30	ささかき声
20	木の葉のふれあう音

東京の環境 2002.3 (H14.3 東京都発行)より

#### 2 騒音に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活 環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基準)が定められています。

騒音に係る環境基準(H10.9.30 環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

地域			時間の区分			
類型	当てはめ地域	地域の区分	昼間	夜間		
双土			(6時~22時)	(22時~6時)		
АА	清瀬市の区域のうち、松山 3 元番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番をの区域	50 以下	40 以下			
	   第 1 種低層住居専用地域   第 2 種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下		
A	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有す る道路に面する地域	60 以下	55 以下		
В	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下		
	準住居地域	2 車線以上の車線を有す る道路に面する地域	65 以下	60 以下		
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下		
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面 する地域	65 以下	60 以下		

注)この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。 幹線道路近接空間に関する特例

昼間 (6時~22時)	夜間(22 時~6 時)
70 dB 以下	65 dB以下

- 備考 1) 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の 市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区 分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
  - ・2 車線以下の車線を有する道路 15m
  - ・2 車線を超える車線を有する道路 20m
- 備考 2) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下)によることができる。

## 3 騒音の規制基準

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、次に示す規制基準を超える騒音を発生 させてはならないことになっています。近隣騒音についても、この規制基準に従います。

騒音の規制基準(東京都環境確保条例 第136条 別表第13一)

(単位:デシベル)

区 域 の 区 分			旉	対地の境界に	おける音	量	
	あてはめ区域	6	時 8	時 間 <i>0</i> 19	)区分 23	6	
第1種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 A A 地域 第 1 種文教地区		40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 無指定地域(第1、第3種区域を除く)		45	50	45 20 時	45	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		55	60	55	50	
第4種区域	商業地域であって知事が指定 する地域		60	70	60	55	

<sup>1.</sup>第2種、第3種又は第4種区域内の学校(含む幼稚園)保育所、病院、診療所(有床)図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

<sup>2.</sup>第1種及び第3種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

#### 4 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の 騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

うるさい音を防ぐためには、自分もうるさい音を出しているかもしれないという気持ちをもつことと、相手の身になって考えてみることも大切です。

#### カラオケ騒音に係る規制

カラオケ等の使用規制(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 131 条) 飲食店営業及び喫茶店営業での、午後 11 時から翌日の午前 6 時までカラ オケ等の使用禁止。(音が外部に漏れない場合を除く)なお、住宅・病院 等から 50m(商業地域にある住宅等からは 20m)以上離れた場所に発生 源がある場合は適用除外とします。

#### 深夜の営業等の禁止(条例第132条)

深夜(午後11時から翌日の午前6時)の営業が禁止されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

#### 5 自動車騒音 要請限度

下表は「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

#### 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

ᅜᄺ	ツァロ め 地 ボ	古伯笙	時 間 0	) 区分
区域	当てはめ地域	車線等	昼間(6 時~22 時)	夜間(22 時~6 時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域   第 1 種中高層住居専用地域   第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	(AA地域を含む)	近接区域	75	70
<b>5 区柱</b>	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	1 車線	65	55
b 区域 L	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

#### 備考1 測定評価の地点

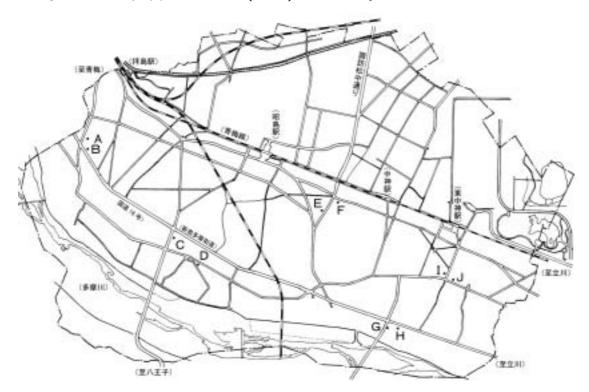
- (1)道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間ついて行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則として JIS Z8731 に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3 日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー 平均した値とする。
- 参考・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
  - ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車 国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分 に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を 有する道路は20メートルの範囲とする。

# 6 自動車交通騒音調査

(単位:デシベル)

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分別	時間区分別	用途地域	車線数	要請限	要請限度(等価騒
				平均値(昼)	平均値(夜)			度区域	音レベル)
									昼:夜
Α	国道16号線	緑町5 - 15 - 11	平成13年 5月29日~	74.4	76.3	準住居地域	2	b	75 : 70
В	国道16号線	緑町5 - 7 - 14	5月31日	73.8	73.9	準住居地域	5	b	75 : 70
С	国道16号線	田中町2 - 28 - 25	平成13年 6月26日 ~	71.7	73.1	準住居地域	5	b	75 : 70
D	主要地方道29 号線	田中町2 - 16 - 14	6月28日	72.2	70.4	第1種中高層住 居専用地域	2	а	75 : 70
Е	都道162号線	昭和町3-6-3	平成13年 9月18日 ~	72.3	71.0	第1種中高層住 居専用地域	2	a	75 : 70
F	市道17号線	朝日町4 - 23 - 28	9月20日	66.2	62.9	近隣商業地域	2	С	75 : 70
G	都道59号線	福島町3 - 23 - 27	平成14年 1月23日 ~	74.9	73.4	第1種中高層住 居専用地域	3	a	75 : 70
Н	主要地方道29 号線	福島町3-22-20	1月25日	71.3	68.5	準住居地域	4	b	75 : 70
I	都道153号線	玉川町3-4-3	平成14年 2月19日 ~	68.7	64.7	第1種住居地域	2	b	75 : 70
J	主要地方道29 号線	東町5-9-9	2月21日	68.7	65.6	第1種中高層住 居専用地域	2	a	75 : 70

\* 等価騒音レベルとは、騒音データをエネルギー量で平均して、何デシベルの騒音に相当する かを求めたもので、単位はデシベル(dB)で表します。



#### 7 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させて はならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル(dB)を使用します。

#### 振動の規制基準(東京都環境確保条例 第136条 別表13二)

(単位:デシベル)

区 域 の 区 分		敷地の境界における振動の大きさ					
	あてはめ地域		あてけめ地域 時間の				
	65 C 16 05 -E3,	8 時	(昼間) 19時	<del>j</del> (	(夜間)	8 時	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		60		55 20 時		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65		60	)	

<sup>1</sup> 学校(含む幼稚園) 保育所、病院、診療所(有床) 図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値と する。

<sup>2</sup> 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。

# 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2))

(単位:デシベル)

区域の[	区 分		敷地の境界にお	ける	振動の大	きさ			
	あてはめ地域	時間の区分							
		8 時	(昼間) 19時	<del>j</del> (	夜間)	8 時			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		65		60 20 時				
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65				

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

	振動のめやす	
,	90 デシベル	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる
-	80	家屋が揺れ、戸や障子がガタガタと音をたてる
-	70	大勢の人に感じる程度のもので、戸や障子が わずかに動く
	60	静止している人にだけ感じる
	50	人体に感じない
-		「東京の理培」2002-27-114 2 東京郷祭行)上1

「東京の環境」2002.3 (H14.3 東京都発行)より

## 第5 丁場・指定作業場等について

## 1 法律に基づく委任事務

#### 騒音規制法

(1)特定施設 設置・変更等の届出受理(6条、7条、8条、10条、11条3項)

計画変更勧告(9条)

改善勧告及び改善命令(12条1項2項)

必要事項報告徴集・立入検査(20条)

電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理(21

条2項4項)及び措置要請(21条2項)

(2)特定建設作業 実施届の受理(14条1項2項)

改善勧告及び改善命令(15条1項2項)

必要事項報告徴集・立入検査(20条)

(3)その他 道路周辺生活環境についての措置要請ほか(17条1項2項)

指定地域の騒音測定(21条の2)

#### 振動規制法

委任事務内容は、騒音規制法に準じます。

#### 悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

特定施設 … 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を

発生する施設であって、法令で定めるもの

特定建設作業 ... 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生す

る作業であって、法令で定めるもの

## 2 特定工場数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「特定工場」として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定工場	175
振動規制法に基づく特定工場	122

\* 平成 14 年 3 月 31 日現在

# 3 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

		認可工場数
	食料品製造業	46
	飲料・飼料・たばこ製造業	3
	繊維 工業	2
	衣服・その他の繊維製品製造業	10
	木材・木製品製造業	30
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	19
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6
	出版・印刷・同関連産業	12
	化 学 工 業	1
	石油製品・石炭製品製造業	0
	プラスチック製品製造業	6
製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	1
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1
	窯業・土石製品製造業	7
	鉄 鋼 業	1
	非 鉄 金 属 製 造 業	3
	金属製品製造業	36
	一般機械器具製造業	49
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	77
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	47
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	15
	武 器 製 造 業	0
	その他の製造業	7
電気・ガス	電気業	4
電 気 · 刀 人   熱供給·水道業	ガ ス 業	0
然以前 小足来	水 道 業	0
	洗濯・理容・浴場業	16
   サービス業	自動車整備業	52
	その他の修理業	3
	その他の事業サービス業	3
その他		20
	合 計	477

<sup>\*</sup>平成14年3月31日現在(留保工場を含む。)

指定作業場数

業種	指定作業場数
自 動 車 駐 車 場	214
専 用 自 動 車 タ ー ミ ナ ル	13
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	32
自 動 車 洗 車 場	9
ウェストスクラップ処理場	5
材料置場場	21
畜 舎	11
青写真を作成する施設を有する事業場	1
め ん 類 製 造 場	15
豆 腐 又 は 煮 豆 製 造 場	16
洗 濯 施 設 を 有 す る 事 業 場	49
し尿処理施設を有する事業場	1
下 水 処 理 場	1
暖房用熱風炉・ボイラー・焼却炉の事業場	45
合 計	433

平成 14 年 3 月 31 日現在(留保指定作業場を含む)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合される工場等の外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし市内には中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因となっているようです。

#### 4 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

建設作業などの工事は、工場などの騒音・振動とは違って一時期の作業期間で終わるとはいっても、突然騒音・振動を発生する作業が始まるために日常生活にも影響を及ぼすことがあります。そこで住宅密集地での建設作業には事前に付近住民に対する説明などを行うよう、届出の際などに指導しています。平成 13 年度の特定建設作業届は 26 件でした。

#### (1)騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

	特定建設作業の種類	敷地境界 における	作業	時間	一日にる 作業		同一場所連続作		日曜·f おける	
	りた定成下来の信頼	音量 dB(A)	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけんを除く)くい抜き機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)									
び 等 作 業 打	びょう打機を使用する作業									
破砕作業	削岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業 にあっては、1 日における当該 作業に係る 2 地点間の最大距 離が 50mを超えない作業に限 る)		午前7時 ~ 午後7時	午前 6 時 ~ 午後 10 時						
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が 80kw 以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kw 以上)、ブルドーザ(原動機の定格出力が 40kw 以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)	8 5	インクリー トミキサー 車を使用す るコンクリ	車を使用す	10 時間 以内	14 時間 以内	6日	以内	禁	止
空気圧縮機を	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)			ートの搬入 作業 午前6時 ~						
コンクリートプラント等及びコンクリート 搬作業	コンクリートプラント(混練機の 混練容量が 0.45・ 以上のもの に限る。)又はアスファルトプラ ント(混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る。)を設 けて行う作業(モルタルを製造 するためにコンクリートプラント を設けて行う作業を除く。)		道路交通法を に規定制が 行われている場合	に規定する 交通規制が						
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業 生命・身体危険防止作業 鉄道の正常運行確保 道路法による道路占用許可条 件及び道路交通法による道路 使用許可条件が夜間(休日)指 定の場合									
	変電所の変更工事で休日に行 う必要がある場合									

地域の区分(法:昭和46.8.18 都告示第917、条例:規則第31条の2、別表第5の2)

1号区域:第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、 準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工 業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域:工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、1 日における作業時間を、第 1 号区域にあっては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域にあっては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

適用除外\*この基準は作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しない。

\*災害その他非常の事態の発生により特定建設作業及び指定建設作業を緊急に行う必要がある場合に適用除外の規定が設けられている。

## (2)振動規制法の特定建設作業に係る基準

	特定建設作業の種類	敷地境界に おける音量	作業	時間		:おける 業時間	同一場所におけ る連続作業時間			
	IJACKINI XVIEW	dB(A)	1 号 区域	2 号 区域	1号 区域	2 号 区域	1号 区域	2 号 区域	おける 1号 区域	2号 区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけん及び圧入 式くい打機を除く)くい抜機(油 圧式くい抜機を除く)又はくい 打くい抜機(圧入式くい打くい 抜機を除く)を使用する作業		午前7時 ~ 午後7時	午前6時~~午後10時						
破碎作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る)	7 5	ミキサー車を 使用するコン クリートの搬	コンクリート ミキサー a を 使用する トの かり カ 大作業 午前 6 時		14 時間 以内	6 日以内		禁	止
建設物の解体の	鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業		~ 午後9時	~ 午後 11 時						
設物の解体破壊作業	塗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1 日における当 該作業に係る 2 地点間の最大距 離が50mを超えない作業に限る)			道路交通法に 規定する交通 規制が行われ ている場合						
作	災害その他非常事態緊急作業									
作業時間等の	生命·身体危険防止作業									
間等	鉄道の正常運行確保									
の適用除外項目	道路法による道路占用許可条件 及び道路交通法による道路使用 許可条件が夜間(休日)指定の 場合									
I 項 I 目	変電所の変更工事で休日に行う 必要がある場合									

1号区域:第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、 準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工 業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

2号区域:工業区域のうち学校、病院の周囲80m以外の区域。 この基準は、作業開始した日に終わる建設作業には適用しない。

## 5 工場排水調査

亜

六価クロ

計

 $\Delta$ 

48

(4)

河川などに排水を流している工場のうち、東京都の条例で規制されている物質を使用する3工場について、年4回排水調査を行っています。

平成 13 年度の項目別検体数は 68 検体あり、そのうち規制基準が適用されない 16 検体を除く 52 検体がすべて基準に適合していました。

過去3年間の適合数を表-1に、また各工場の調査結果を表-2にまとめました。

平成 11 年度 平成 12 年度 平成 13 年度 区分 検体数 適合数 適合率 検体数 検体数 適合数 適合率 適合率 適 合数 項目 % % % 水 16 16 100 13 13 100 12 12 100 水素イオン濃度 16 16 100 13 13 100 12 12 100 16 16 13 13 12 12 生物化学的酸素要求量 100 100 100 (4)(4)(4) (4) (4) (4)12 12 浮遊物質量 100 (4)(4) 12 12 ノルマルヘキサン抽出物質 100 (4)(4)

39

(4)

39

(4)

100

(4)

4

68

(12)

(4)

68

(12)

100

100

表 - 1: 工場排水適合率

100

48

(4)

注)()内数字は、規制基準が適用されない検体数を内数で表しています。

表 2: 工場排水調査結果(平成 13 年度)

工場	調査月日	透視度	気 温	水温	水 素 イオン 濃 度	* 生 物 化 酸 求 量	* 浮 遊 物質量	* ノルマル ヘキサン 抽出物質	* 亜 鉛	六 価 クロム
		( cm )	( )	( )	( pH )	( mg )	$(mg/\ell)$	( <b>mg</b> /ℓ)	$(mg/\ell)$	$(mg/\ell)$
	6月28日	50 以上	31.0	20.3	7.4	1.5	<1	<5		
A	9月19日	50 以上	30.0	25.5	8.0	2.4	1	<5		
	12月14日	50 以上	8.5	8.9	7.5	1.2	1	<5		
	3月12日	50 以上	19.0	10.3	7.3	1.8	1	<5		
	6月28日	50 以上	30.0	34.8	7.5	3.8	2	<5		
В	9月19日	50 以上	29.8	36.3	8.1	1.8	<1	<5		
	12月14日	50 以上	14.0	27.4	7.5	1.3	3	<5		
	3月12日	50 以上	13.0	24.7	7.6	1.8	2	<5		
	6月28日	50 以上	31.0	27.0	7.4	15.0	1	<5	11	<0.01
С	9月19日	50 以上	29.8	27.3	7.6	12.0	<1	<5	1.34	0.05
	12月14日	50 以上	10.0	16.0	7.0	23.0	4	<5	6.1	<0.01
	3月12日	50 以上	16.0	15.4	7.8	79.0	4	<5	4.7	<0.01
ţ:	非水基準			40 以下	5.8 以上 8.6 以下	25	50	5	5	25

注)\*の項目の基準は、工場C(第2類工場で日排水量50m3未満)では適用されません。 なお、適用されない項目は、二重枠線内です。

## 6 揚水量調査

東京都の条例に基づき、揚水機吐出口の断面積が21cmを超える揚水施設、および揚水機の出力が300Wを超える揚水施設を設置している工場・事業場等について地下水揚水量の調査をしています。結果については、「第3 地下水・湧水について」を参照ください。

#### 7 燃料調査

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SOx)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大 300ℓ以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料中の硫黄分の調査を行っています。なお、平成 13 年度については、1 月に 15 工場及び 2 指定作業場について調査した結果、全て基準に適合していました。

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

	硫黄分含	<b>与</b> 率(%)
使用量の区分(1日)	既設基準	新設基準
	(昭和51年8月1日前に設置)	(昭和51年8月1日以後設置)
300ℓ以上500ℓ未満	1.0以下	0.8以下
500ℓ以上2000ℓ未満	1.0以下	0.8以下
2000ℓ以上	0.8以下	0.5以下

表 - 3:調査結果

	7	平成1	1年度	Ŧ Ž	7	平成1	2年度	ž	平成13年度			
使用量	調査数	適合数	適合率(%)	平均硫黄分	調査数	適合数	適合率(%)	平均硫黄分	調査数	適合数	適合率(%)	平均硫黄分
300ℓ以上 500ℓ未満	6	6	100	0.24	4	4	100	0.20	3	3	100	0.26
500ℓ以上 2000ℓ未満	8	8	100	0.13	8	8	100	0.18	6	6	100	0.11
2000ℓ以上	7	7	100	0.12	7	7	100	0.10	8	8	100	0.12
計	21	21	100	0.16	19	19	100	0.15	17	17	100	0.14

## 第6 苦情処理について

申し立てられる苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右 される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいため、 各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。

また、苦情の申し立てはほぼ毎日あり、その調査・処理は業務中でも大きなウエイトを 占めています。苦情の内容も複雑になっており、処理についても一度の調査で解決するも のばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。市では、 被害を解消・軽減し市民の良好な生活環境を守っていくため、パトロールを重ねながら 個々の事例にきめ細かく対応しています。

市に寄せられる苦情は、現象別で見ると、騒音、焼却などによるばい煙・悪臭が多数を占めています。焼却に関する相談は、ダイオキシン問題が取り上げられるようになってから増加の傾向にあります。平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法、平成13年4月に東京都環境確保条例の施行により、焼却炉への規制はますます厳しくなり、焼却行為そのものについても原則禁止となっています。市では、ゴムやプラスチックをはじめ紙や木などすべての廃棄物を焼却しないよう指導しています。

#### 1 苦情処理件数

ア 現象・年月	度別推	移									(	単位	:件)
現象	ば	粉	有	悪	汚	騒	振	地	土	П	電	そ	合
		じ	毒					盤	壌	照	波	6	
年度	61	U	ガ					沈	汚	障	障	の	
	煙	h	ス	臭	水	音	動	下	染	害	害	他	計
平成11年度	60			15	6	26	1		1		2	3	114
平成12年度	51	8		19	11	30	2					16	137
平成13年度	49	2		11	4	18	1		1			40	126

イ 現象・月別苦情件数(平成13年度)

(単位:件)

				-										,
	現象	ば	粉	有	悪	汚	騒	振	地	土	田	電	そ	卟
		۱J	じ	害ガ					盤沈	壌汚	照障	波障	の	
月		煙	Ь	ス	臭	水	音	動	下	<b>染</b>	害	害	他	計
4月		3	1		1	1	1	1						8
5月		8			1		2			1			3	15
6月		1					1						3	5
7月		5	1		1		3						11	21
8月		1			2								7	10
9月		2			1		3						2	8
10月		4			2		3						2	11
11月		2				1	1						1	5
12月		5			1	1							1	8
1月		8			2	1							2	13
2月		9					1						4	14
3月		1					3						4	8
合	計	49	2		11	4	18	1		1			40	126
前年度台	合計	51	8		19	11	30	2					16	137

ウ 現象・用途地域別苦情件数(平成13年度)

(単位:件)

現象	ぜい	粉じ	有毒ガ	悪	汚	賹	振	地盤沈	土壌汚	日照障	電波障	その	合
用途地域	煙	Ь	ス	臭	水	音	動	下	染	害	害	他	計
住居地域	38	2		6	2	7			1			32	88
近隣商業地域	2			1		4						2	9
商業地域						2							2
準工業地域	7			4	1	5	1					4	22
工業地域													
市街化調整区域	2				1								3
その他												2	2
合 計	49	2		11	4	18	1		1			40	126

# エ 現象・発生源別現象別(平成13年度)

(単位:件)

											`		
現象	ば	粉	有	悪	汚	騒	振	地	土	日日	電	そ	台
	۱J	じ	害ガ					盤沈	壌汚	照障	波障	の	
用途地域	煙	Ь	ス	臭	水	音	動	下	染	害	害	他	計
工場	9			4		3	1						17
指定作業場	4	2		1		1						2	10
建設作業	3					5							8
一般	33			6	4	9			1			38	91
合 計	49	2		11	4	18	1		1			40	126

## 第7 環境保全について

#### 1 環境月間

## (1)懸垂幕掲示

「6月は環境月間です」の懸垂幕を市庁舎敷地内に掲示しました。

(2)環境パネルの展示等

環境保全啓発のパネルの展示や、地域活動団体の報告等を市庁舎 1 階ロビーで 行いました。

(3) 広報あきしま 掲載

市で行っている調査の結果の概要について、6月1日号に掲載しました。

#### 2 地球温暖化対策実行計画の策定

地球的規模でおこりつつある環境の大きな変化は、地球温暖化が原因とされています。 地球温暖化の原因は、大気中にある二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が高く なっているためです。

市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所の事務や事業を行う際に排出される二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制するため、「昭島市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

#### 【計画の目的・期間】

市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することにより、地球温暖化対策を推進します。計画期間は平成14年度から平成18年度までの5ヵ年です。この期間中に、平成12年度を基準として設定した温室効果ガス排出量等の削減目標を達成していきます。

#### 【達成すべき目標】

温室効果ガスの総排出量等の削減数値目標を全体で5%以上に定め、次のとおり取り 組んで行きます。

> 電気、施設燃料、自動車燃料、水道、事務用紙の使用量を5%以上削減する。 用紙類の古紙配合率を、可能な限り100%に高める。 車両の買い換え時に、可能な限り低公害車を導入する。

#### 【計画の推進・点検等】

この計画を推進するため、市役所内に「地球温暖化対策推進本部」を設置します。そ して、計画の取り組み状況を調査・把握したり、調査結果を基に点検・評価し、取り組 み内容の改善等を図ります。

#### 【公表】

取り組み状況や削減数値などの実施状況を、市報などでお知らせします

#### 3 昭島市環境基本計画の策定

昭島市では、都市・生活型公害や地球環境問題への取り組みなど環境に関する施策を体系的に展開するため、平成12年10月から「昭島市環境基本条例」を施行し、環境の保全、回復及び創出についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすると共に、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めました。

「昭島市環境基本計画」は、この環境基本条例の基本理念を具体化し、本市の自然的・ 社会的な地域特性に応じた環境施策を総合的に実施するために策定しました。

#### 【計画の期間】

計画の期間は、平成 14 年度を初年度とし、20 年後の平成 33 年度を目標年度とします。

また、計画の適正な進行管理を行うとともに、社会的状況の変化に対応するため、おおむね10年を目途に計画の見直しを行います。

#### 【計画の担い手と役割】

#### (1) 市の役割

市は、市民と事業者の協力を得ながら、計画を推進し、環境の保全と創造に努めます。また、一つの事業者として本計画における環境配慮指針を率先して遵守し、環境に配慮した施策に取り組みます。

#### (2) 市民の役割

市民は、本計画における環境配慮指針を遵守し、環境の保全と創造に主体的に取り組み、市の環境施策の推進に積極的に参加、協力するよう努めます。

#### (3) 事業者の役割

事業者は、本計画における環境配慮指針を遵守し、環境関連法規等に基づく環境汚染の防止や地域環境の保全に努め、市の環境施策の推進に積極的に参加、協力するよう努めます。

#### 4 環境保全施設整備事業

昔は田や畑が多く、雨は土に浸透していました。しかし今日では本市においても都市化が進み、雨のしみ込む地表の露出が少なくなってしまいました。そのため少しの雨でも道路に水があふれたり浸水の被害が発生するようになりました。

そこで、雨水を地下に浸透させたり貯留し再利用することで、自然な水の循環をよみが えらせるため、市では、雨水の浸透施設や貯留施設を設置する方に、設置に要する費用の 助成を行っています。

平成 13 年度 環境保全施設整備助成実績

事業内容	担当課	件数			
雨水浸透施設設置助成	下水道課	16 件			
雨水貯留施設転用助成	下水道課	1 件			
雨水貯水槽設置助成	水 道 部	24 基			

助成金申請の手続き

市への相談の後、申請用紙を受け取ってください

 $\bigvee$ 

助成金交付申請書を都市整備部下水道課又は水道部へ提出してください

 $\bigvee$ 

審査の後、助成金交付決定通知書が市から送付されます

 $\bigvee$ 

工事の発注、商品の購入を行ってください

 $\bigvee$ 

工事完了後、工事完了報告書と助成金交付申請書を市へ提出してください

 $\bigvee$ 

市が完了検査にうかがいます

 $\bigvee$ 

助成金を交付します

# 昭島市の環境

平成 13 年度

平成 14 年 9 月発行

編集・発行 昭島市環境部環境対策課 昭島市田中町一丁目 17番1号 電話 042 (544) 5111代表

再生紙を使用しています。